

医政総発1129第1号  
医政地発1129第1号  
平成30年11月29日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長総務課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の  
留意点について

病院が検体検査業務を受託することについては、「病院における検体検査業務の受託について」（平成17年3月15日付け医政総発第0315001号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「旧通知」という。）において、病院については、病院本来業務の適正な実施を確保する観点から、「営利を目的としていないこと」、「業として（反復継続して）行っていないこと」、「病院本来の検体検査業務に支障が生じていないこと」という要件を全て満たした場合のみ受託が認められることを原則とした上で、専門性の高い検体検査業務（「①病理学的検査（②に該当するものを除く。）」及び「②検体中の核酸又は遺伝子を対象としたいわゆる遺伝子検査」）については、営利を目的とせず、かつ、病院本来の検体検査業務に支障が生じていない場合には、「業として（反復継続して）行っていないこと」という要件を別途求めないことを示していたところである。

今般、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の一部の規定が平成30年12月1日に施行され、同法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3の規定により、病院、診療所又は助産所が検体検査の業務を病院又は診療所（以下「病院等」という。）に委託する場合は、委託先の病院等が検体検査の業務の適正な実施に必要な基準に適合することが求められることとなる。これに関して、検体検査の業務を委託及び受託する際の留意点等につ

いては下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨を十分に御理解  
いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、本通知の適用日は平成30年12月1日とし、適用日をもって旧通知は廃  
止する。

## 記

### 1 検体検査業務の委託及び受託において遵守すべき事項について

検体検査業務を委託する病院等（以下「委託病院等」という。）及び検体検  
査業務を受託する病院等（以下「受託病院等」という。）が留意すべき事項は  
以下のとおりとする。

#### （1）検体検査業務の委託について委託病院等が留意すべき事項

委託病院等は、受託病院等が「医療法等の一部を改正する法律の一  
部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成30年厚  
生労働省令第93号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省  
令第50号。以下「新規則」という。）第9条の8第1項で定める基準を  
満たす施設であることを確認すること。

#### （2）検体検査の受託について受託病院等が留意すべき事項

受託病院等は、検体検査業務を受託するに当たり、新規則第9条の  
8第1項で定める基準を満たすこと。（別添参照）

### 2 その他留意すべき事項について

病院等における検体検査の委託及び受託については、以下の点に留意する  
こと。

（1）委託病院等においては、委託する検体検査の衛生検査所等への委託の  
可否を考慮した上で、適切な委託先を検討すること。

（2）受託病院等においては、本来の検体検査業務に支障を生じない範囲内  
で受託すること。

（3）受託病院等においては、非営利性を確保すること。

（4）受託病院等においては、検体検査業務の再委託は行わないこと。

(別添)

○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成三十年厚生労働省令第九十三号)による改正後の医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)

第九条の八 法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 受託する業務(以下「受託業務」という。)の責任者として、検査業務に関し相当の経験を有する医師が受託業務を行う場所に置かれているか、又は受託業務の責任者として検査業務に関し相当の経験を有する臨床検査技師が受託業務を行う場所に置かれ、かつ、受託業務を指導監督するための医師(別表第一の三において「指導監督医」という。)を選任していること。
- 二 受託業務の従事者として、医師又は臨床検査技師その他の受託業務を行うために必要な知識及び技能を有する者が必要な数受託業務を行う場所に置かれていること。
- 三 第一号に掲げる受託業務の責任者及び前号に掲げる者のほか、専ら精度管理(検体検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)を職務とする者として、医師又は臨床検査技師(検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関し相当の知識及び経験を有する者に限る。)を有すること。
- 四 遺伝子関連・染色体検査の業務を実施するに当たっては、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師若しくは臨床検査技師又は遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者を有すること。
- 五 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器のほか、別表第一の二の上欄に掲げる検査にあつては、同表の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる検査用機械器具を有すること。ただし、委託する者の検査用機械器具を使用する場合は、この限りでない。
- 六 別表第一の三に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- 七 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
  - イ 検査方法
  - ロ 基準値及び判定基準
  - ハ 病院又は診療所に緊急報告を行うこととする検査値の範囲
  - ニ 病院又は診療所の外部で検査を行う場合にあつては、所要日数
  - ホ 検査の一部を委託する場合にあつては、実際に検査を行う者の名称
  - ヘ 検体の採取条件、採取容器及び採取量

- ト 検体の提出条件
- チ 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目
- リ 業務の管理体制

八 別表第一の三の上欄に掲げる標準作業書に記載された作業日誌の記入要領に従い、次に掲げる作業日誌（事故又は異常への対応に関する記録の欄が設けられているものに限る。）が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う場所にあつては、ハ及びヘに掲げる作業日誌を、血清分離を行わない場所にあつては、ニに掲げる作業日誌を作成することを要しない。

- イ 検体受領作業日誌
- ロ 検体搬送作業日誌
- ハ 検体受付及び仕分作業日誌
- ニ 血清分離作業日誌
- ホ 検査機器保守管理作業日誌
- ヘ 測定作業日誌

九 別表第一の三の上欄に掲げる標準作業書に記載された台帳の記入要領に従い、次に掲げる台帳が作成されていること。ただし、血清分離のみを行う場所にあつては、ロからトまで及びヌに掲げる台帳を作成することを要しない。

- イ 委託検査管理台帳
- ロ 試薬管理台帳
- ハ 温度・設備管理台帳
- ニ 統計学的精度管理台帳
- ホ 外部精度管理台帳
- ヘ 検体保管・返却・廃棄処理台帳
- ト 検査依頼情報・検査結果情報台帳
- チ 検査結果報告台帳
- リ 苦情処理台帳
- ヌ 教育研修・技能評価記録台帳

十 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

2 (略)

医政発1030第3号  
平成30年10月30日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 衛生検査所指導要領の見直し等について

医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号。以下「改正法」という。）の一部の規定が平成30年12月1日に施行されることに伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号。以下「改正省令」という。）が同年7月27日に公布され、同年12月1日より施行されることとなりました。改正省令の趣旨及び主な内容については「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」（平成30年8月10日付け医政発0810第1号厚生労働省医政局長通知）において周知しているところです。

これを受けて、新たに衛生検査所指導要領を別添1のとおり作成し、併せて既往通知についても下記のとおり整理し、それぞれ本年12月1日より適用することとしておりますので、貴職におかれては、貴管下の関係行政機関、医療機関、衛生検査所、関係団体等に対して、十分周知いただくとともに、関係法令及び本通知別添1「衛生検査所指導要領」に従い、貴管下の衛生検査所に対する指導方よろしく願います。

### 記

#### 第1 衛生検査所指導要領について

本年 12 月 1 日以降は、改正法及び改正省令が施行され、本通知別添 1 「衛生検査所指導要領」が適用されること。

## 第 2 関連する既往通知の整理について

### 1 既往通知の改正

- 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和61年 4 月 15 日付け健政発262号厚生省健康政策局長通知）のうち別添「衛生検査所指導要領」を廃止
- 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の改正・・・別添 2

### 2 既往通知の廃止

- 「衛生検査所に対する指導監督の強化及び実態調査について」（昭和 62 年 2 月 2 日付け医事第8号厚生省健康政策局医事課長通知）
- 「衛生検査所立入検査実施要綱の送付について」（平成24年 3 月 28 日付け医政発0328第 1 号厚生労働省医政局長通知）

## 衛生検査所指導要領の見直し等について（概要）

本年 12 月 1 日より医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）による改正規定の一部及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 93 号）が施行されることに伴い、同年 8 月 10 日に施行通知（医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（平成 30 年 8 月 10 日医政発 0810 第 1 号厚生労働省医政局長通知））を发出したところであるが、これらを踏まえ、医療機関から検査を受託する衛生検査所、ブランチラボ等に関する既往通知を整理するとともに、所要の改正を行う。（12 月 1 日適用予定）

### 1. 衛生検査所指導要領の見直し

既存の衛生検査所指導要領（「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和 61 年 4 月 15 日付け健政発 262 号厚生省健康政策局長通知）別添）を廃止し、「衛生検査所立入検査実施要綱」（平成 24 年 3 月 28 日付け医政発 0328 第 1 号厚生労働省医政局長通知）の内容等を整理統合し、新たな「衛生検査所指導要領」を作成。

#### 【参考：既存の「衛生検査所指導要領」からの主な改正内容】

##### ○管理組織

- ・ 精度管理責任者の常勤化に係る経過措置を記載。（別紙 1 番号 1-3）
- ・ 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の項目を追加。（別紙 1 番号 1-4）
- ・ 変更後の分類に応じて、必要な人数の医師又は臨床検査技師が置かれること、及びその経過措置を記載。（別紙 1 番号 1-5）

##### ○検査用機械器具及び検査室

- ・ 変更後の分類に応じて、必要な機械器具及び必要な検査室の面積を備えること、並びにその経過措置を記載。（別紙 1 番号 2-1、番号 2-2）

##### ○標準作業書及び台帳

- ・ 新たに作成を求める標準作業書及び台帳と各書類の記載事項等を追加。

教育研修・技能評価標準作業書及び教育研修・技能評価記録台帳

（別紙 1 番号 1-6）

温度・設備管理台帳

（別紙 1 番号 3-8）

検体処理標準作業書及び検体保管・返却・廃棄処理台帳

（別紙 1 番号 3-9）

検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書及び検査依頼情報・検査結果情報台帳

（別紙 1 番号 3-10）

精度管理標準作業書

（別紙 1 番号 4-1）

外部委託標準作業書

（別紙 1 番号 5）

苦情処理標準作業書

（別紙 1 番号 6-2）

○遺伝子関連・染色体検査の精度の確保

- ・ 遺伝子関連・染色体検査に係る外部精度管理調査の受検及び相互確認の実施に努める旨を追加。 (別紙1 番号 4-8)
- ・ ISO 15189等の検査施設の第三者認定の取得に必要な体制整備に努めることが望ましい旨を追加。 (別紙1 番号 4-8)

○電磁的記録の作成及び保存

- ・ 標準作業書、作業日誌及び台帳について、電子媒体を利用して保存する際の留意点を追加。 (別紙1 番号 7-1)

## 2. 関連する既往通知の整理

- ① 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和61年4月15日付け健政発262号厚生省健康政策局長通知)の改正
  - ・ 別添「衛生検査所指導要領」の廃止。
- ② 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知)の改正
  - ・ 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の要件を追加。(第三 2 (1)オ)
  - ・ 標準作業書、作業日誌及び台帳に記載すべき事項については、衛生検査所指導要領に準拠することを記載。(第三 2 (3)ア)
- ③ 「衛生検査所に対する指導監督の強化及び実態調査について」(昭和62年2月2日付け厚生省健康政策局医事課長通知)の廃止
  - ・ 衛生検査所指導要領に必要な事項を整理統合することに伴い廃止。
- ④ 「衛生検査所立入検査実施要綱の送付について」(平成24年3月28日付け医政発0328第1号厚生労働省医政局長通知)の廃止
  - ・ 衛生検査所指導要領に必要な事項を整理統合することに伴い廃止。



別添 1

## 衛生検査所指導要領

## 第1章 総論

### 第1節 目的

本衛生検査所指導要領は、信頼に足る精度の検査結果を医療機関等に保証するため、衛生検査所が行うべきことを定める。また、あわせてそれぞれの衛生検査所が行う精度管理のための自主的な努力を振興する目的をもって、都道府県知事が衛生検査所の指導監督及び育成を行う場合の要領として定める。

### 第2節 用語の定義

- 1 衛生検査所とは、人体から排出され、又は採取された検体について、微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査を行うことを業とする場所をいうものであって、水、空気、食品等人体と直接かかわりのない検体についてのみ検査を行うことを業とする場所は、衛生検査所には該当しないこと。
- 2 衛生検査所の営業所、出張所、検体の搬送中継所と称するような場所であっても、血清分離を行う場合は、衛生検査所に該当すること。
- 3 学校長の委嘱を受けて、学校において検尿等の衛生検査を行う場合は、衛生検査所の開設に該当しないものであること。
- 4 血清分離のみを行う衛生検査所とは、委託元から受領した血液検体を検査・測定を行う衛生検査所等まで搬送する過程において、血液を血清及び血ぺいに分離することを業とする衛生検査所をいうこと。なお、検査項目によっては本来検査の委託元において採血後に血清分離を行うことが望ましいが、実際は血液のまま委託されることが多い。血清分離のみを行う衛生検査所はこうした実態に鑑み、受領した血液をすみやかに血清分離して、検査の結果の信頼性を高める必要があることから特に設けられた衛生検査所であること。
- 5 検体検査用放射性同位元素とは、衛生検査所において使用される医薬品である放射性同位元素で密封されていないものを指すところであり、患者の体内に注入して使用する放射性同位元素は該当しないこと。現在、衛生検査所において使用されている検体検査用放射性同位元素の種類は、水素 3(<sup>3</sup>H)、鉄 59(<sup>59</sup>Fe)、コバルト 57(<sup>57</sup>Co)、セレン 75(<sup>75</sup>Se)、ヨウ素 125(<sup>125</sup>I)及びヨウ素 131(<sup>131</sup>I)の6種類であること。  
なお、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「規則」という。）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号。以下「告示第16号」という。）の別表で定めている検体検査用放射性同位元素の種類は、これらに掲げるもののほか、衛生検査所において使用される可能性があるもの等に限定していること。
- 6 規則第12条の2第1項に規定する検体検査に係る全ての作業とは、検体の受領、搬送、受付、仕分け、測定、検査結果の報告等、衛生検査所の検査業務に係る全ての作業工程をいうこと。

### 第3節 指導監督体制に関する事項

#### 第1項 精度管理専門委員について

- 1 都道府県知事は、精度管理専門委員を委嘱する場合には、精度管理に関して相当の学識経験を有する者に委嘱すること。
- 2 精度管理専門委員は次の業務を行うこと。
  - (1) 精度管理に関して都道府県知事へ助言を行うこと。
  - (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
  - (3) 都道府県知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導監督を行うこと。立入検査の際には、既知検体、既知標本を持ち込んだうえで、検査担当者に検査を実際に行わせ、必要な指導を行うことが望ましいこと。
  - (4) 都道府県知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。
  - (5) その他都道府県知事が特に定めた事項に係る業務。

## 第2項 協力機関について

- 1 精度管理に係る指導監督を行うに当たっては、大学、都道府県衛生研究所等の技術的援助及び指導助言を踏まえて行うことが望ましいこと。
- 2 精度管理専門委員の委嘱及び精度管理に係る指導監督を行うに当たっては、都道府県医師会等の行う精度管理事業との整合性に留意すること。

## 第3項 各都道府県知事の連携について

都道府県知事は、他の都道府県知事と精度管理に関する指導方針等について情報交換を行うとともに、必要に応じて連携を図り衛生検査所の指導監督を行うことが望ましいこと。

## 第2章 登録及び指導監督業務

### 第1節 実地調査及び立入検査に関する事項

- 1 都道府県知事は、衛生検査所の登録の申請、検査業務の内容に係る登録の変更又は再開の届出があったときは、単に書面による審査にとどまることなく、必ず、実地調査により申請事項又は届出事項に係る事実の有無を確認したうえで登録等の手続を行わなければならないこと。  
なお、変更の届出があったときも必要に応じ、実地調査により届出事項に係る事実の有無を確認したうえで手続を行うことが望ましいこと。
- 2 規則第12条に規定する衛生検査所の登録基準は、単に登録の要件を示すのみではなく、登録に関する維持要件をも示すものであるから、衛生検査所の構造設備等の登録基準が持続して満たされるよう2年に1回以上立入検査等を行い、積極的に指導すること。
- 3 立入検査等によって精度管理の実施状況を調査するに当たっては、単に問題点の指摘にとどまらず、衛生検査所が自ら積極的に精度管理を実施していくよう、自発性を高める指導を行うこと。
- 4 立入検査をする職員(精度管理専門委員を含む。)は、立入検査に際し、その身分を示す証明書を携帯しなければならないこと。

### 第2節 登録申請等の受付に関する事項

#### 第1項 登録の申請について

- 1 規則第11条第1項の申請書の様式第6に掲げる「検査業務の内容」は、規則第1条に掲げる検査の区分及び規則別表第1中欄に掲げる検査の内容を記載するものであること。なお、「検査業務の内容」の記載に当たっては、受託する検査業務の実態に応じて、個別に判断されるものであること。  
また、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、「検査業務の内容」に血清分離のみを行う旨を記載するものであること。
- 2 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の管理者を臨床検査技師とする場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等に当たって添付するよう指導されたいこと。
- 3 規則第11条第2項の申請書の添付書類中、同項第11号に掲げる「営業所に関する書類」とは、登録を受けようとする衛生検査所と同一経営主体の衛生検査所、営業所、出張所、検体搬送中継所等の名称及び所在地を明らかにした書類をいうこと。  
なお、検査案内書に明記されておれば、これに替えることができるものであること。

#### 第2項 登録の変更等について

- 1 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下「法」という。)第20条の4第3項において、衛生検査所の開設者は、当該衛生検査所の名称、構造設備等を変更したときは、30日以内に届け出ることとされているが、検査用機械器具その他の構造設備の変更に関しての届出期間の起算日は、検査用機械器具等が現に当該衛生検査所の検査業務の用に供された日とすること。したがって、検査用機械

器具等が単に当該衛生検査所に搬入整備されたときではなく、その試用整備期間を経過した後から起算されるものであること。

- 2 衛生検査所が3か月を超えてその業務を行わない場合は、休止ではなく、廃止として取り扱うこと。
- 3 衛生検査所が移転した場合、取りこわし新築した場合、衛生検査所の開設者に変更があった場合(個人から法人に変わった場合等を含む。)等は、登録の変更ではなく、廃止及び新設として取り扱うものであること。

### 第3節 立入検査時の確認事項(以下、特に、注意を払うべき事項を示す。)

#### 第1項 登録基準について

登録基準が維持されているかの確認を行うこと。その際、別紙1「衛生検査所指導監督基準」を参考に予めチェックリストを作成し、衛生検査所の概況を整理して、効率的に各衛生検査所の遵守状況等を把握することが望ましいこと。

#### 第2項 精度管理の実施について

精度管理の実施に関しては、特に次の内容について確認すること。

##### 1 職員に関すること

- (1) 精度管理責任者の勤務状況及び業務遂行状況を確認すること。精度管理責任者が非常勤の場合、週1日以上(血清分離のみを行う衛生検査所にあつては月1日以上)は勤務しているかどうか確認すること。
- (2) 各作業工程における精度管理についての担当者の業務遂行状況を確認すること。
- (3) 職員に対する研修が十分に行われているかを確認すること。

##### 2 内部精度管理に関すること

- (1) 内部精度管理に係る統計学的精度管理台帳が保存され、常時活用できるようにされていること。
- (2) 各種作業日誌については、機器等の異常発生時の対応、異常データへの対応状況に係る項目(異常値を示した検体の再検査が行われたか、又は医療機関への訂正報告若しくは緊急報告が行われたか)に特に注意すること。
- (3) 異常データ等が続出した場合、作業工程を変更するなどの対応が必要であり、その場合、標準作業書の当該項目が改訂されていなければならないので、その確認を行うこと。

##### 3 外部精度管理に関すること

- (1) 都道府県、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本衛生検査所協会等が行う外部精度管理調査に年1回以上参加していることを確認すること。
- (2) 精度管理専門委員が同行して立入検査を行う場合は、既知検体又は既知標本を持参して、通常の検査工程の中で数種類の検査を行わせ、検査結果の信頼度を調査することが望ましいこと。  
特に、病理学的検査における細胞検査や尿・糞便等一般検査における寄生虫検査を行う衛生検査所に対しては、既知標本を複数準備して、検査担当者の検査技能を確認し、指導することが望ましいこと。
- (3) 精度管理専門委員が同行する立入検査は、外部精度管理調査への参加の状況及び調査結果を踏まえ、指導が必要と考えられる衛生検査所に対して重点的に行うことが望ましいこと。

##### 4 その他

- (1) 苦情処理に関する記録を調査し、適切に対応しているかを確認すること。  
なお、苦情処理に当たっては、衛生検査所が委託元である医療機関、衛生検査所等(以下「委託元」という。)に出向いて、原因等について説明をすることが望ましいものであること。
- (2) 検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所にあつては、告示第16号において示す基準に適合しているかの確認を厳しく行うこと。

#### 第4節 その他

- 1 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、血清分離以外の検査業務を行つてはならないこと。例えば、いわゆる緊急検査については、検査業務の内容に応じた衛生検査所としての登録を受けなければならない、血清分離のみを行う衛生検査所において行つてはならないこと。
- 2 血清分離のみを行う衛生検査所において、血清を別容器に移し換えた後、血ぺいを廃棄又は洗浄する場合は、規則第12条第7号に掲げる「廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具」を備えている必要があること。
- 3 細菌、病原体の取扱いに関する条例が制定されている都道府県においては、これらの条例が防疫上の観点から制定されたものである一方、衛生検査所の登録基準は医療における検査業務の適正化を図るための措置であることを踏まえ、当該条例に基づく施設の開設の許可等及び衛生検査所の登録については、各行政目的に照らし合わせて運用すること。
- 4 規則第12条第17号に規定する衛生検査所の組織運営規程については、その準則を別紙2のとおり示しておくので、当該規程の作成に際しての参考とされたいこと。

別紙 1

## 衛生検査所指導監督基準

厚生労働省医政局

## 指導監督基準

番 号	項 目	摘 要	備 考
1	管理組織の基準に関する事項		
1-1	管理者  定められた基準により適切に管理を行っているか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理者は検査業務に関し相当の経験を有する医師又は臨床検査技師であること。</li> <li>2. 当該衛生検査所に常勤していること。</li> <li>3. 当該衛生検査所の検査業務全般の管理を行っていること。</li> <li>4. 開設者に対して精度管理のための助言を行っていること。</li> <li>5. 精度管理責任者と兼任していないこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相当の経験とは、原則として3年以上の検査業務に係る実務経験をいうこと。</li> <li>(2) 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、3年以上の実務経験を求めるものではないこと。</li> </ol> <p>他の医療機関又は衛生検査所等に就業していないこと。</p> <p>管理業務に差し支えない範囲で検査業務を行うことができること。</p> <p>精度管理責任者から精度管理の実施状況等について報告を受けるとともに、開設者に対して、随時、精度管理の充実を図るために必要な措置等について助言を行っていること。</p>
1-2	指導監督医  適切に指導監督が行われているか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理者が臨床検査技師である場合には、指導監督医を選任していること。</li> <li>2. 臨床検査技師等に対する指導監督のみに限らず、当該衛生検査所の検査業務全般全てについて指導監督を行っていること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理者が医師である場合は不要であること。</li> <li>(2) 検査業務について知識及び3年以上の経験を有していること。</li> <li>(3) 精度管理責任者との兼任ができること。</li> </ol>
1-3	精度管理責任者  精度管理を適切に行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精度管理責任者は検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査業務に関する相当の経験として、検査業務について6年以上の実務</li> </ol>

番 号	項 目	摘 要	備 考
	<p>っているか。</p>	<p>管理に関し相当の知識及び経験を有する医師又は臨床検査技師であること。</p> <p>2. 管理者と兼任していないこと。</p> <p>3. 当該衛生検査所に常勤していること。</p> <p>4. 非常勤の場合には、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「規則」という。）第1条に規定する検査業務の登録数が3以下の衛生検査所にあつては、少なくとも週1日、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては少なくとも月1日、当該衛生検査所において精度管理の業務に携わっていること。</p> <p>5. 検査業務に従事する者とは別に精度管理責任者が特定されていること。</p>	<p>経験（(2)の精度管理についての実務経験を含むこと。）を有すること。なお、検査業務の実務経験については当該衛生検査所の全ての検査業務を含むことが望ましいこと。</p> <p>(2) 精度管理に関する相当の知識及び経験として、検査業務の全ての作業工程における精度管理に精通し、精度管理についての3年以上の実務経験を有すること。</p> <p>(3) 検査業務に関して学会誌に論文を発表した実績があることが望ましいこと。</p> <p>指導監督医との兼任はできること。</p> <p>他の医療機関、衛生検査所等に就業していないこと。</p> <p>原則として常勤の者が望ましいが、検査業務の登録数が3以下の衛生検査所及び血清分離のみを行う衛生検査所は非常勤の者とするができること。</p> <p>なお、平成30年11月30日時点における検査業務の登録数が3以下であることから、精度管理責任者を非常勤の者としている衛生検査所にあつては、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第20条の4第1項の登録の変更を受けるまでの間は、精度管理責任者を非常勤の者とするができること。</p> <p>専ら精度管理を行う者であつて、検体の受領から検査結果の報告までの検査業務の各作業工程に従事していないこ</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
1 - 4	<p>遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者</p> <p>適切に精度の確保を行っているか。</p>	<p>1. 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師若しくは臨床検査技師又は遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者であること。</p> <p>2. 遺伝子関連・染色体検査の実施及び精度管理に必要な体制を整備し、その管理を行っていること。</p>	<p>(6) 他者に検体の受領又は搬送を行わせている場合は、必要に応じて実地調査を行っていること。</p> <p>(1) 管理者又は精度管理責任者との兼任は妨げないこと。</p> <p>(2) 遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する者の例としては、以下の者のうち、検査業務について3年以上の実務経験及び精度管理について3年以上の実務経験（それぞれの実務を兼ねる場合は、重複して算定することができる。）を有する者が考えられること。</p> <p>大学院、大学、短期大学、専門学校又は高等専門学校において、分子生物学関連科目（分子生物学、遺伝子検査学、細胞遺伝学、人類遺伝学、微生物学、生化学、免疫学、血液学、生理学、病理学、解剖学、動物細胞工学、生物科学等）を履修した者</p> <p>(3) 医師又は臨床検査技師を遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者とする場合は、上記(2)を参考にすることが望ましい。</p> <p>(1) 委託元からの要請に対して、適切に検査結果及び関連する情報の報告が行われるよう、必要な確認を行うとともに、検査担当者の指導監督を行っていること。</p> <p>(2) 精度管理責任者と分担して、適切に精度の確保に努めていること。</p> <p>(3) 検査担当者の能力を踏ま</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>6. 業務に適切に携わっていること。</p>	<p>と。 ただし、常勤の者である場合は、精度管理の業務に支障がない場合に限り、検査業務の各作業工程に従事することができること。</p> <p>(1) 精度管理の実施状況の把握し、精度管理の充実を図るために必要な措置等を管理者に報告すること。</p> <p>(2) 精度管理の評価と検査業務に対する改善の指示を行うこと。</p> <p>(3) 各作業日誌、台帳及び精度管理に関する書類（X-R管理図等）を点検及び評価し、その内容を記録するとともに記録の写しを管理者に提出すること。</p> <p>(4) 検査項目ごとに検査担当者の技能評価が行われているか確認すること。</p> <p>(5) 各検査の作業工程ごとに指定された精度管理の担当者（以下「精度管理担当者」という。）等の統括、指導等を通じて、精度管理が日々、組織的かつ効果的に行われることを確保すること。</p> <p>① 精度管理担当者は管理者により選任され、組織上明示されていること。</p> <p>② 精度管理担当者は検体の受領から検査結果の報告までの各作業工程に配置され、検査・測定の工程にあっては、検査工程ごとに選任されていること。</p> <p>③ 精度管理担当者は、業務形態等を考慮して当該衛生検査所の実情に合った配置がされていること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
1 - 5	<p>職員</p> <p>定められた医師又は臨床検査技師がいるか。</p>	<p>規則第1条の検査に応じ、以下の基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査のうち、1の検査のみをする衛生検査所 1人以上</li> <li>2. 上記の検査のうち、2以上の検査をする衛生検査所（3に該当する衛生検査所を除く） 2人以上</li> <li>3. 上記1の検査のうち微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む3以上の検査をする衛生検査所 3人以上</li> <li>4. 血清分離のみを行う衛生検査所 1人以上</li> </ol>	<p>えた配置を行い、継続的に教育研修及び技能評価を受けさせていること。</p> <p>精度管理責任者は必要な人数の算定に含めることはできないが、管理者は人数に含めても差し支えないこと。</p> <p>検体の受領から結果報告までの検査業務中は常に左記の基準を満たす人数の医師又は臨床検査技師が勤務していなければならないこと。</p> <p>なお、平成30年11月30日時点で登録を受けている衛生検査所にあつては、法第20条の4第1項の登録の変更を受けるまでの間は、左記の基準は適用せず、なお従前の例によること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
1-6	<p>職員の研修等</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり必要な研修等を受けさせているか。</p>	<p>1. 職員の研修の対象者は検査業務の従事者のみならず検体の受領、搬送等に従事する者も含むこと。</p> <p>2. 職員研修の内容には、検査業務の質の向上に資する内容にとどまらず、広く一般教養に関する事項も含まれていること。</p> <p>3. 新規採用の職員については、十分な研修を行った後で検査業務を行わせていること。</p> <p>4. 衛生検査所内部における研修に留まることなく、外部で実施される教育研修の機会も活用するよう努めていること。</p> <p>5. 教育研修・技能評価標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 検査分類ごとの研修計画に関する事項</p> <p>(2) 技能評価の手順</p> <p>(3) 技能評価基準及び資</p>	<p>外部で実施される教育研修として、都道府県、保健所設置市、特別区、学術団体等が行う研修会、報告会、学会などの機会を活用することが想定されること。</p> <p>検査業務の内容に応じて、必要な教育研修の内容並びに技能評価及び資格の基準を画一化することによって、非常勤職員を含め、必要な知識及び技能を有する職員により検査業務が行われるようにするものであること。</p> <p>なお、血清分離のみを行う衛生検査所においては、作成を要しないこと。</p> <p>以下の事項が含まれていること。</p> <p>①研修時期 ②研修内容 ③研修対象者の要件</p> <p>以下の事項が含まれていること。</p> <p>①技能評価の手順及び内容 ②技能評価対象者の要件</p> <p>①技能評価基準については、</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>格基準に関する事項</p> <p>(4) 教育研修・技能評価記録台帳の記入要領</p> <p>(5) 作成及び改定年月日</p> <p>6. 教育研修・技能評価記録台帳が作成されていること。</p>	<p>合否判定基準を設定した場合にあっては、不合格の場合の対応が記載されていること。</p> <p>②資格基準については、検査業務の内容に応じて、必要とされる教育研修及び技能評価の要件が含まれていること。</p> <p>職員ごとに、教育研修及び技能評価に関する記録が保管されていること。記入すべき事項としては、以下のものが考えられる。</p> <p>①教育研修及び技能評価の名称</p> <p>②実施年月日</p> <p>③技能評価の結果</p> <p>なお、血清分離のみを行う衛生検査所においては、作成を要しないこと。</p>
1-7	<p>組織運営規程</p> <p>衛生検査所の組織運営、その他の必要な事項を定めた組織運営規程を有しているか。</p>	<p>衛生検査所組織運営規程準則に準拠していること。</p>	
1-8	<p>情報セキュリティとリスク管理</p> <p>情報セキュリティ及びリスク管理が行われているか。</p>	<p>1. 個人情報の取扱い等の情報セキュリティ対策について、委託元に具体的かつ丁寧な情報提供がされていること。</p> <p>2. 受託業務の遂行が困難</p>	<p>情報セキュリティ対策については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守するほか、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長通知別添）等を参考とすることが望ましいこと。</p> <p>(1)業務の継続性及び安全性</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>となった場合のリスク管理体制が整備され、その場合の対応について委託元に周知されていること。</p>	<p>が担保されるよう代行保証体制が整備されていること。</p> <p>(2) 自然災害、医療事故、重大過誤等に対して、それぞれの特性に応じたリスク管理を行うことが望ましいこと。</p>
1-9	<p>営業所</p> <p>営業所に関する書類を有しているか。</p>	<p>当該衛生検査所と同一経営主体である、衛生検査所、営業所、出張所、検体搬送中継所などの名称及び所在地が明らかとなっていること。</p>	<p>(1) 検査案内書に明記されている場合はこの限りではないこと。</p> <p>(2) 営業所では検査業務を行うことはできないこと。</p>
1-10	<p>登録・届出</p> <p>法的な手続きが適正に行われているか。</p>	<p>1. 検査業務について登録（登録の変更も含む。）を受けていること。</p> <p>2. 登録後に次の事項を変更したとき、又は衛生検査所を廃止、休止若しくは再開したときは、30日以内に届け出ていること。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所</p> <p>(2) 衛生検査所の名称</p> <p>(3) 構造設備</p> <p>(4) 管理組織</p>	<p>検査業務の内容を減らす場合においても、登録の変更を受けていること。</p> <p>衛生検査所が3ヶ月を超えて業務を行わない場合は、休止ではなく廃止として取り扱うこと。</p> <p>法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>衛生検査所が移転した場合、取りこわし新築した場合、衛生検査所の開設者に変更があった場合（個人から法人に変わった場合等を含む。）等は、登録の変更としてではなく、廃止、新設として取扱うこと。</p> <p>検査用機械器具その他の構造設備の変更に関する届出期間の起算日は、検査用機械器具等が現に当該衛生検査所の検査業務の用に供された日であること。</p> <p>営業所（出張所、検体搬送中継所等を含む。）</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2 2-1	<p>構造設備の基準に関する事項 検査用機械器具</p> <p>定められた検査用機械器具を備えているか。</p>	<p>(5) 管理者の氏名</p> <p>(6) 精度管理責任者の氏名</p> <p>(7) 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の氏名</p> <p>(8) 組織運営規程</p> <p>検査業務に応じて以下の機器が備えられていること。</p> <p>1. 共通して必要な機器 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 遠心器</p> <p>2. 微生物学的検査 (1) 細菌培養同定検査 ふ卵器 顕微鏡 高圧蒸気滅菌器 (2) 薬剤感受性検査 ふ卵器</p>	<p>指導監督医がいる場合には指導監督医の氏名を併せて記載していること。</p> <p>(1) 代替機能を有する他の検査用機械器具をもってこれに代えることができること。</p> <p>(2) 2以上の内容の異なる検査をする場合、検査用機械器具を兼用することができること。 ただし、微生物学的検査に必要な検査用機械器具は専用のものでなければならないこと。</p> <p>(3) 平成30年11月30日時点で登録を受けている衛生検査所にあつては、法第20条の4第1項の登録の変更を受けるまでの間は、左記の基準は適用せず、なお従前の例によること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		顕微鏡 高压蒸気滅菌器  3. 免疫学的検査 (1) 免疫血液学検査 恒温槽 (2) 免疫血清学検査 自動免疫測定装置 又はマイクロプレート用ウォッシャー及びマイクロプレート用リーダー  4. 血液学的検査 (1) 血球算定・血液細胞形態検査 自動血球計数器 顕微鏡 (2) 血栓・止血関連検査 血液凝固検査装置 (3) 細胞性免疫検査 フローサイトメーター  5. 病理学的検査 (1) 病理組織検査 顕微鏡 ミクロトーム パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 染色に使用する器具又は装置 (2) 免疫組織化学検査 顕微鏡 ミクロトーム パラフィン溶融器 パラフィン伸展器 染色に使用する器具又は装置 (3) 細胞検査 顕微鏡 (4) 分子病理学的検査 蛍光顕微鏡  6. 生化学的検査 (1) 生化学検査 天びん 純水製造器 自動分析装置又は	



番 号	項 目	摘 要	備 考
2 - 2	検査室	分光光度計 (2) 免疫化学検査 天びん 純水製造器 自動分析装置又は 分光光度計 (3) 血中薬物濃度検査 分析装置又は分光 光度計  7. 尿・糞便等一般検査 (1) 尿・糞便等検査 顕微鏡 (2) 寄生虫検査 顕微鏡  8. 遺伝子関連・染色体検 査 (1) 病原体核酸検査 核酸増幅装置 核酸増幅産物検出 装置 高速冷却遠心器 (2) 体細胞遺伝子検査 核酸増幅装置 核酸増幅産物検出 装置 高速冷却遠心器 (3) 生殖細胞系列遺伝 子検査 核酸増幅装置 核酸増幅産物検出 装置 高速冷却遠心器 (4) 染色体検査 CO <sub>2</sub> インキュベ ーター クリーンベンチ 写真撮影装置又は 画像解析装置  9. 血清分離のみを行う場 合 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 遠心器  1. 検査室は、検査室以外 の場所と区別されて	病原体核酸検査は、検査の前 処理の工程まで専用の検査室 で行うことが望ましいこと。

番 号	項 目	摘 要	備 考
	定められた構造になっているか。	<p>いること。</p> <p>2. 検査室の面積は、検査室内壁により測定したものが以下の(1)～(5)の基準に合致していること。</p> <p>また、検査室の面積には管理業務等検査以外の用に供される部屋又は部分の面積は含まれていないこと。</p> <p>(1) 微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便一般検査及び遺伝子関連・染色体検査のうち、1の検査のみをする衛生検査所 20 m<sup>2</sup>以上</p> <p>(2) 上記の検査のうち、2の検査をする衛生検査所 30 m<sup>2</sup>以上</p> <p>(3) 上記(1)の検査のうち、3の検査をする衛生検査所 40 m<sup>2</sup>以上</p> <p>(4) 上記(1)の検査のうち、4以上の検査をする衛生検査所 50 m<sup>2</sup>以上</p> <p>(5) 血清分離のみを行う衛生検査所 10 m<sup>2</sup>以上</p>	<p>検査室が2以上の部屋に分かれる場合であっても、それらの面積の合計が左記の基準に適合していれば差し支えないこと。</p> <p>ただし、血清分離のみを行う検査室については1検査室の面積は10 m<sup>2</sup>以上であることが望ましいこと。</p> <p>なお、平成30年11月30日時点で登録を受けている衛生検査所にあつては、法第20条の4第1項の登録の変更を受けるまでの間は、左記の基準は適用せずに従前の例によること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		3. 微生物学的検査を行う検査室は専用のものであり、かつ、他の検査室と明確に区別されていること。	微生物学的検査を行う検査室は、検査室として独立したものであることを要し、他の検査室等と簡易間仕切り、衝立等により区画したに過ぎない場合は、要件を満たさないこと。 また、遺伝子関連・染色体検査のうち、病原体核酸検査を行う検査室にあつては、検体の前処理の工程まで検査室として独立させておくことが望ましいこと。
		4. 十分な照明及び換気が確保されていること。	
2-3	防じん及び防虫設備  防じん及び防虫設備を有しているか。		衛生検査所の構造自体が防じん及び防虫について十分なものであれば差し支えないこと。
2-4	廃水及び廃棄物処理設備  廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えているか。		(1) 原則として、衛生検査所固有の廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。 ただし、共同施設又は公共設備を利用することにより廃水及び廃棄物が適切に処理されている場合についても、備えているものと認めて差し支えないこと。 (2) 血液等の感染性廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するほか「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に準じて、適切に処理する必要があること。
2-5	消毒設備  検査業務に従事する者の消毒のための設		

番 号	項 目	摘 要	備 考
3 3-1	<p>備を有しているか。</p> <p>検査業務に関する事項 検査案内書</p> <p>適切に作成され委託元の関係者に周知されているか。</p>	<p>1. 検査案内書には当該衛生検査所が取り扱う検査項目が全て記載されていること。</p> <p>2. 次に掲げる事項が記載されていること。(1)から(8)までに掲げる事項については検査項目ごとに記載されていること。)特に以下の(6)～(9)については、検体の受領前の精度管理の重要性に鑑み、委託元に具体的かつ丁寧な情報提供がされていること。</p> <p>(1) 検査方法</p> <p>(2) 基準値及び判定基準</p> <p>(3) 医療機関に緊急報告を行う検査値の範囲</p>	<p>血清分離のみを行う衛生検査所の検査案内書にはその旨が表紙に明記されていること。</p> <p>① 内容に変更があった場合、速やかに委託元に周知していること。</p> <p>② 都道府県知事は、法第20条の5第1項に基づき適宜検査案内書の提出を求めることができること。</p> <p>① 概略及び基本的な参考文献名が含まれていることが望ましいこと。</p> <p>② 他の衛生検査所等に検査を再委託している場合は、最終委託先である実際に検査を行う衛生検査所等における検査方法が記載されていること。</p> <p>形態学的検査及び画像認識による検査又はパターン認識による検査については、記載は不要であること。</p> <p>① 医師がただちに患者に緊急処置を施す必要があると判断する場合等の重要な臨床的意義を有する検査値の範囲をいい、単に基準値を超えたものをいうものではないこと。</p> <p>② この検査値の範囲に検査結果が出た場合は、衛生</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
			<p>検査所は委託元に電話等で直ちに緊急連絡を行う必要があること。</p> <p>③ 委託元が医療機関以外の場合においても同様に扱われていることが望ましいこと。</p>
		(4) 検査に要する日数	検体を受領してから検査結果を委託元に報告するまでの平均的な所要日数が記載されていること。
		(5) 測定(形態学的検査及び画像認識による検査を含む。)を委託する場合にあっては、実際に測定を行う衛生検査所等の名称	最終委託先の名称が記載されていること。
		(6) 検体の採取条件、採取容器及び採取量	委託元において検体を適正に採取するために検体採取時に留意すべき事項、容器の種別及び適切な採取量が記載されていること。
		(7) 検体の保存条件	委託元において、採取検体を保存する場合の留意事項(常温、冷蔵、冷凍等の別及びその設定温度)及び保存可能時間が記載されていること。
		(8) 検体の提出条件	血清分離の要否等、適正な検査を行うために必要な事項が記載されていること。
		(9) 検査依頼書及び検体ラベルの記載項目	<p>以下の項目が記載されていること。</p> <p>①患者名、性別及び年齢</p> <p>②検体採取年月日(採取時刻も含む。)</p> <p>③検体の種類</p> <p>④検査依頼項目</p> <p>⑤委託元の名称及び医師の氏名(緊急時連絡先を含む。)</p> <p>なお、バーコード等を用い、検査依頼書と一対となっている検体ラベルに</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-2	<p>検体の受領</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり業務が行われているか。</p>	<p>(10) 検体を医療機関から衛生検査所（他の衛生検査所等に測定を委託する場合にあっては、当該衛生検査所等）まで搬送するのに要する時間の欄</p> <p>(11) 委託元と取り決めた検体受領場所</p> <p>1. 検体受領標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 医療機関等において検体を受領するときの確認に関する事項</p> <p>(2) 受領書の発行に関する事項</p> <p>(3) 検体受領作業日誌の記入要領</p> <p>(4) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検体受領作業日誌は検体の受領を行う担当</p>	<p>は、①のみ記載することで差し支えないこと。</p> <p>委託元から最終委託先までの平均的搬送時間が表示されていること。 委託元が医療機関以外の場合においても同様に扱われていることが望ましいこと。</p> <p>検体受領標準作業書は、検体受領担当者の業務を画一化することによって、検体受領時の誤りが生じないようにするものであること。</p> <p>以下の確認事項が含まれていること。 ①検体ラベルの記載項目 ②検体の保存状況 ③検査依頼書と検体の数、種類及び量 ④総検体数 ⑤その他注意事項 なお、検査依頼書の記載事項等で不明確な点がある場合には、委託者に確認のうえ、委託者に修正させる旨が記載されていること。</p> <p>①受領書の書式及び記入要領が示されていること。 ②受領書には申し送り事項（委託元から検査について特に注意すべきこと等について指示された事項）を記入する欄があること。</p> <p>記載すべき事項 (1) 委託元の名称</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-3	<p>検体の搬送</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり業務が行われているか。</p>	<p>者が適切に記入していること。</p> <p>3. 他者に検体の受領を行わせる場合は、当該他者が衛生検査所指導要領を遵守するよう指導していること。</p> <p>4. 検査依頼書は、個人情報保護に配慮した取扱いがされていること。</p> <p>1. 検体搬送標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 一般的な搬送条件及び注意事項</p> <p>(2) 搬送時間又は搬送条件に特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項</p> <p>(3) 保存条件ごとの専用搬送ボックスの取扱いに関する事項</p> <p>(4) 衛生検査所等への搬</p>	<p>(2) 委託元ごとの受領時刻、検査依頼書枚数、種類別受領検体数、総受領検体数及び保存条件（常温、冷蔵、冷凍等）ごとの区分け受領検体数</p> <p>(3) 担当者名及び作成年月日</p> <p>(4) その他</p> <p>①事故記録及び処理記録</p> <p>②検体に関して特に附記する事項</p> <p>③その他必要な事項</p> <p>検体搬送標準作業書は、検体搬送担当者の業務を画一化することによって、検体搬送時における検体の変質等検査への影響が起きないようにするものであること。</p> <p>①検体が適切に搬送されるために必要な設定温度</p> <p>②震動、遮光等の条件</p> <p>③搬送担当者が注意すべき事項</p> <p>特に配慮を必要とする検査項目ごとの具体的な検体取扱方法及び注意事項</p> <p>常温、冷蔵、冷凍等に区別された専用搬送ボックスへの検体の収納に当たっての注意事項及びボックスの適正な使用方法</p> <p>①保管方法</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-4		<p>送の過程において一時的に検体を保管するときの注意事項</p> <p>(5) 検体搬送作業日誌の記入要領</p> <p>(6) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検体搬送作業日誌は搬送の途中において、検体の一時保管又は血清分離を行う場所で作成し、当該場所において検体の搬出を行う担当者が適正に記入していること。</p> <p>3. 他者に検体の搬送を行わせる場合は、当該他者が衛生検査所指導要領を遵守するよう指導していること。</p>	<p>②保管条件（設定温度、遮光等）</p> <p>③保管時間に関して特に配慮すべき検査項目とその内容</p> <p>記載すべき事項</p> <p>(1) 搬送先ごとの検査依頼書枚数</p> <p>(2) 種類別搬送検体数及び総搬送検体数</p> <p>(3) 保存条件ごとの専用搬送ボックス数</p> <p>(4) 保存条件ごとの専用搬送ボックスの搬送手段（飛行機、鉄道、自動車等）</p> <p>(5) 搬入年月日及び搬入時刻</p> <p>(6) 搬出年月日及び搬出時刻</p> <p>(7) 担当者名及び作成年月日</p> <p>(8) その他</p> <p>①事故記録及び処理記録</p> <p>②申し送り事項</p> <p>③その他必要な事項</p> <p>(1) 検査委託契約は受領、搬送業者が締結していないこと。</p> <p>(2) 検査結果の報告は受領、搬送業者名で報告していないこと。</p> <p>(3) 当該衛生検査所名を明記した検査依頼書及び受領書を用いていること。</p>
	<p>検体の受付及び仕分標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり業務が行われているか。</p>	<p>1. 検体受付及び仕分標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p>	<p>検体受付及び仕分標準作業書は、衛生検査所における検体の受付及び仕分けに当たっての、受付検体数及び作業単位ごとに仕分けされた検体数の確認を励行し、誤りがないようにするものであること。なお、血清分離のみを行う衛生検査所においては、作成を要しないこと。</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>(1) 衛生検査所において検体を受け付け、及び仕分けるときの確認に関する事項</p> <p>(2) 検体受付及び仕分作業日誌の記入要領</p> <p>(3) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検体受付及び仕分作業日誌は検体の受け付け及び仕分けを行う担当者が適切に記入していること。</p>	<p>①患者名、性別及び年齢 ②検査項目 ③検体の数、種類及び量 ④検体採取年月日 ⑤検体番号 ⑥検体受領年月日 ⑦容器の破損 ⑧検体ラベルの破損</p> <p>記載すべき事項 (1) 検査依頼書枚数、種類別受付検体数及び総受付検体数 (2) 検査依頼書と受付検体の照合結果の記録 (3) 種類別総受付検体数 (4) 検査工程別仕分検体数及び仕分先受領者の確認 (5) 作業担当者名、作業年月日並びに作業開始時刻及び終了時刻 (6) その他 ①事故記録及び処理記録 ②申し送り事項 ③その他必要な事項</p> <p>なお、血清分離のみを行う衛生検査所においては、作成を要しないこと。</p>
3-5	<p>血清分離</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり業務が行われているか。</p>	<p>1. 血清分離標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p>	<p>血清分離標準作業書は、血清分離を行うに当たって、血清分離を行う担当者の手技と、血清分離を行う場所の環境条件を画一化することによって検査結果への影響が起きないようにするものであること。また、記載すべき事項については、作業担当者が作業手順及び注意事項を誤らないよう具体的に示されていること。なお、血清分離を行わない衛生検査所にあつては、作成を要しないこと。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>(1) 血清分離作業前の検査用機械器具の点検方法</p> <p>(2) 血清分離室の温度条件</p> <p>(3) 遠心器の回転数並びに遠心分離を行う時間及び温度条件</p> <p>(4) 遠心分離に関して特に配慮を要する検査項目及び当該配慮すべき事項</p> <p>(5) 血清分離作業日誌の記入要領</p> <p>(6) 検査結果報告台帳の記入要領（血清分離のみを行う衛生検査所のみ）</p> <p>(7) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 血清分離作業日誌は血清分離を行う担当者が適切に記入していること。</p>	<p>血清分離のみを行う衛生検査所以外の衛生検査所は、検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書に記載されるものであること。</p> <p>記載すべき事項</p> <p>(1) 遠心作業区分（冷却遠心、常温遠心等）ごとの受付検体数</p> <p>(2) 遠心作業区分ごとの遠心済検体数</p> <p>(3) 血清分離室の室内温度</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日並びに作業開始時刻及び終了時刻</p> <p>(5) その他</p> <p>①事故記録及び処理記録</p> <p>②申し送り事項</p> <p>③その他必要な事項</p> <p>なお、血清分離を行わない衛生検査所にあつては、作成を要しないこと。</p>
3-6	<p>試薬</p> <p>試薬の取扱いは適切</p>	<p>1. 試薬の使用は用法に従い適切な方法で行われていること。</p>	

番 号	項 目	摘 要	備 考
	<p>に行われているか。</p>	<p>2. 自家調製試薬については、検査結果の普遍性、試薬の安定性等が確保されたものを、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認試薬が存在しないなどやむを得ない場合に限り使用されていること。</p> <p>3. 各試薬の保管に当たっては、右欄の項目のうち、試薬ごとに検査精度を適正に保つために必要な事項が表示され、適切な保管がなされていること。</p>	<p>(1) 使用に当たっては、あらかじめ検査案内書に記載するなど委託元に周知していること。</p> <p>(2) 必要に応じて試薬の管理データ等を提示できる体制を確立していることが望ましいこと。</p> <p>検査精度を保つために必要な事項</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 濃度</p> <p>(3) ロットナンバー (ロットを構成しない試薬については製造番号)</p> <p>(4) 製造年月日</p> <p>(5) 有効期限</p> <p>(6) 保存方法（常温、冷蔵、冷凍等）</p> <p>(7) 受領年月日</p> <p>(8) 開封年月日</p>
3-7	<p>検査機器等の保守管理</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり検査機器及び情報処理装置の保守管理が行われているか。</p>	<p>1. 検査機器保守管理標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 常時行うべき保守点検の方法</p> <p>(2) 定期的な保守点検に関する計画</p> <p>(3) 測定中に故障が起こった場合の対応（検体の取扱いを含む。）に関する事項</p>	<p>検査機器保守管理標準作業書は、検査機器及び情報処理装置を適正に使用するため、各検査機器及び情報処理装置の保守管理を徹底させることによって、検査結果への影響が起きないようにするものであること。</p> <p>機器ごとの具体的な保守点検手順</p> <p>機器ごとに保守点検業者名、保守点検年月日等を記載した年間計画表</p> <p>①検査中に機器が故障した場合の機器の確認方法、簡易な故障の修理方法及び修理業者の連絡先等</p> <p>②故障時に検査していた検</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-8	<p>検査・測定技術の標準化</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり業務が行われているか。</p>	<p>(4) 検査機器保守管理作業日誌の記入要領</p> <p>(5) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検査機器保守管理作業日誌は機器ごとに作成し、機器の保守管理を行う担当者が記入していること。</p> <p>1. 測定標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 検査室の温度及び湿度条件</p> <p>(2) 検査室において検体を受領するときの取扱いに関する事項</p> <p>(3) 測定の実施方法</p> <p>(4) 検査用機械器具の操作方法</p> <p>(5) 測定に当たっての注意事項</p> <p>(6) 基準値及び判定基準（形態学的検査及び画像認識による検査</p>	<p>体についての再検査を含めた取扱方法</p> <p>記載すべき事項</p> <p>(1) 検査機器ごとの確認リスト</p> <p>(2) 確認に基づき特に附記する事項</p> <p>(3) 定期的保守点検の点検作業内容及び点検業者名</p> <p>(4) 作業担当者名、作業年月日並びに点検開始時刻及び終了時刻</p> <p>測定標準作業書は、検査・測定を行う担当者の検査手技の画一化を図ることにより、測定者間の検査結果の較差をなくすものであること。</p> <p>なお、血清分離のみを行う衛生検査所においては、作成を要しないこと。</p> <p>(2)から(4)については、検査を行う上で一連の検査工程となるので、検査工程ごとに具体的手順及び確認事項が記載されていること。</p> <p>(1)から(4)に記載されていない事項で特に留意すべき事項（検査不可材料、測定値の変動要因等）が記載されていることが望ましいこと。</p> <p>設定に至った理由及び参考文献名が記入されていること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>の正常像及び判定基準を含む。)</p> <p>(7) 異常値を示した検体の取扱方法（再検査の実施基準及び指導監督医の役割を含む。)</p> <p>(8) 測定原理（検体と試薬の化学反応等によって、どのような物質が生じ、どの物質を測定するか等）及び臨床的意義（病因により、どのような物質が増加するか等）が記載されていることが望ましいこと。</p> <p>(9) 測定作業日誌の記入要領</p> <p>(10) 試薬管理台帳の記入要領</p> <p>(11) 温度・設備管理台帳の記入要領</p> <p>(12) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検査工程ごとに測定作業日誌が作成され、検査・測定を行う担当者が記入していること。</p>	<p>検体が異常値を示した場合には、その検体の保存の要否等の取扱方法及び再検査の実施基準が定められていること。</p> <p>記載すべき事項</p> <p>(1) 検査・測定を行う検体数及び再検査検体数</p> <p>(2) 精度管理に用いる物質及び試料による精度の確認状況</p> <p>(3) 関連検査項目との関連確認状況</p> <p>(4) 検査室の室温環境等に関する事項</p> <p>(5) 通常考えられない異常データを示した検体番号の記録及びその対応（再検査若しくは緊急報告等）</p> <p>(6) 作業担当者名、作業年月日並びに検査・測定の開始時刻及び終了時刻</p> <p>なお、血清分離のみを行う衛</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>3. 試薬の受け取り及び検査部門への引き渡しについて試薬管理台帳を作成し、数量管理を行っていること。</p> <p>4. 温度・設備管理台帳が作成されていること。</p>	<p>生検査所においては、作成を要しないこと。</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>検査室の室内温度及び検査業務を行う上で必要とされる設備の点検記録を管理するものである。記載すべき事項としては、以下のものが考えられること。</p> <p>(1) 検査室の室内温度  (2) 点検設備ごとの確認リスト  (3) 確認に基づき特に附記する事項  (4) 作業担当者名、作業年月日並びに温度測定時刻、点検開始時刻及び終了時刻  (5) その他  ①不具合及び処理記録  ②申し送り事項  ③その他必要な事項</p> <p>点検記録を管理する設備とは、検査室の照明及び換気設備、防じん及び防虫のための設備、排水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具、検査業務に従事する者の消毒のための設備等の検査業務を行う上で必要とされる設備等の検査機器保守管理標準作業書及び検査機器保守管理作業日誌により保守管理を行う検査機器及び情報処理装置以外の設備について行うものであること。</p> <p>なお、これらの設備を借り受けている場合であつて、契約等により貸与した者等の他者の責任において、適切に保守管理が行われ、その記録が行われる設備については、台帳</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-9	<p>検体の保管、返却、廃棄</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり検体の保管、返却及び廃棄が行われているか。</p>	<p>1. 検体処理標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 検体ごとの保管期間及び条件</p> <p>(2) 検体ごとの返却及び廃棄の基準</p> <p>(3) 検体保管・返却・廃棄処理台帳の記入要領</p> <p>(4) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検体保管・返却・廃棄処理台帳が作成されていること。</p>	<p>に記録することを要さないこと。</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>検体ごとに保管、返却及び廃棄における基準を定め、これらの作業を画一化することによって、委託元からの検体の返却、再検査及び追加検査等（以下「返却等」という。）の依頼について、対応可能な範囲を明確にするものであること。</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>検体ごとの保管期間の設定については、検体の性質及び返却等の頻度を踏まえ、適切に設定され、常温、冷蔵、冷凍等の保管条件が記載されていること。</p> <p>また、緊急報告を行った検査の検体は、委託元に報告書を提出した後、一定期間保存されることが望ましいこと。</p> <p>委託元からの返却の依頼があつた際の確認事項及び返却手順並びに保管期間が満了した検体の確認事項及び廃棄手順が記載されていること。</p> <p>委託元から受領した検体の有無が確認できるよう、委託元から受領した検体の保管、返却及び廃棄の記録を整理した台帳である。記載すべき事項としては、以下のものが考えられること。</p> <p>(1) 委託元の名称</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
3-10	委託元との情報連携の確認	<p>1. 検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 情報の記録媒体及び交換方法に関する事項</p> <p>(2) 情報の規格及び内容確認の方法に関する事項</p> <p>(3) 情報の追加及び修正の方法に関する事項</p> <p>(4) 検査依頼情報・検査結果情報台帳の記入要領</p> <p>(5) 検査結果報告台帳の記入要領（血清分離のみを行う衛生検査所を除く）</p> <p>(6) 作成及び改定年月日</p> <p>2. 検査依頼情報・検査結果情報台帳が作成されていること。</p>	<p>(2) 検体の受領日、数及び種類</p> <p>(3) 保管期限及び保管条件</p> <p>(4) 検体の返却又は廃棄を行った日</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>委託元とやりとりする検査依頼及び検査結果報告に関する情報について、必要とされる要件及び確認方法を画一化することにより、誤った情報に基づいて検査が行われないようにするものであること。</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>情報の規格には、患者情報、検体情報、検査情報、依頼元情報に含まれるデータの要件等の規格が含まれていること。</p> <p>検査項目の追加、システムの仕様及び様式変更等の際の対応手順を明確にしておくこと。</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所は、血清分離標準作業書に記載されるものであること。</p> <p>委託元とやりとりする検査依頼及び検査結果報告に関する情報の連携が適切に行われているかを検証し、その結果を整理するものである。記載す</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
4 4-1	<p>検査精度の向上に関する事項</p> <p>検査精度の向上</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり精度管理が十分に行われているか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 形態学的検査、画像認識による検査、パターン認識による検査についての研修が重点的に行われていること。</li> <li>2. 検査項目ごとに<math>\bar{X}-R</math>管理図を作成するなど、諸種の統計学的精度管理を実施していること。</li> <li>3. 検体の取違いなど検査過誤に関する事項を記録し、保管していること。</li> <li>4. 日々、検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な較正を行っていること。</li> <li>5. 精度管理に用いる物質及び試料及び標準物質は、用法に従い適切な方法で使用していること。</li> <li>6. 定期的な内部ブラインド調査等による内部監査システムを確立していること。</li> <li>7. 外部精度管理調査を受けていること。</li> </ol>	<p>べき事項としては、以下のものが考えられること。</p> <p>(1) 委託元の名称 (2) 検証日 (3) 検証結果</p> <p>血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>自家調製による管理血清等を使用する場合には、正確性、安定性等が確保された信頼性の高いものが使用されていること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>8. 都道府県衛生研究所及び大学病院等の機関と定期的にクロスチェックを行うよう努めること。</p> <p>9. 精度管理標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 精度管理に用いる試料及び物質の入手方法、取扱方法及び評価方法</p> <p>(2) 精度管理の方法及び評価基準</p> <p>(3) 外部精度管理調査の参加計画</p> <p>(4) 外部精度管理調査の評価基準</p> <p>(5) 統計学的精度管理台帳の記入要領</p> <p>(6) 外部精度管理台帳の記入要領</p>	<p>精度管理担当者の精度管理の方法等を画一化することにより、検査精度を担保するためのものであること。 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。</p> <p>取扱方法には、調製方法（調製を要する場合のみ）、保存方法等について具体的な手順及び確認事項が記載されていること。 内部精度管理に使用する精度管理に用いる物質及び試料は、性状等が明確になっていることが望ましいこと。</p> <p>精度管理手順、留意事項及び評価基準が記載されていること。</p> <p>① 検査案内書に検査を行う旨の記載のある項目について参加していること。 ② 都道府県、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人日本衛生検査所協会等が行う外部精度管理調査に年1回以上参加していること。</p> <p>外部精度管理調査の評価に応じて必要な改善の手順について記載されていること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		(7) 作成及び改定年月日	
		10. 統計学的精度管理台帳が作成されていること。	X-R管理図法等の統計学的手法を用いた図表のほか、定期的に行う内部ブラインド調査の結果等の書類を整理した台帳である。血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しないこと。
		11. 統計学的精度管理台帳は常時活用できる体制となっていること。	X-R管理図などの資料や外部精度管理調査の結果等、精度管理の実施に関しては随時、委託元に情報提供を行っていること。
		12. 外部精度管理台帳が作成されていること。	外部精度管理調査及びクロスチェック等の結果の書類を整理した台帳である。血清分離のみを行う衛生検査所にあつては作成を要しない。
4-2	微生物学的検査  適切な措置がとられているか。	1. 細菌培養同定検査、薬剤感受性検査  (1) 管理資料等を用いて染色技術を含め月1回以上検査担当者の技能を評価していること。  (2) 定期的に又はロットごとに、管理資料等を用いて、培地等(感受性ディスク、試薬等も含む。)の活性が調査されていること。  (3) 定期的に染色液の確認が行われていること。	4-2 から 4-5、4-7 及び 4-8 の検査担当者の技能の評価については精度管理責任者が行うべきであるが、職員が多く精度管理責任者ができない場合は、作業工程ごとに選任された精度管理担当者が行っていること。
4-3	免疫学的検査	1. 免疫血液学検査 (1) 管理試料等を用い	

番 号	項 目	摘 要	備 考
4-4	<p>適切な措置がとられているか。</p> <p>血液学的検査</p> <p>適切な措置がとられているか。</p>	<p>て、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 管理試料等を用いて、日々、免疫血液学検査の試薬の性能が調べられていること。</p> <p>(3) 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われていること。</p> <p>2. 免疫血清学検査</p> <p>(1) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動免疫測定装置等の仕様に基づき適正に行われていること。</p> <p>(2) 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われていること。</p> <p>1. 血球算定・血液細胞形態検査、血栓・止血関連検査</p> <p>(1) 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 管理試料等を用いて、日々、血液学的検査の試薬の性能が調べられていること。</p> <p>(3) 適宜関連検査項目との関連チェックが行われていること。</p> <p>(4) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動血球計数器や血液凝固検査装置等の仕様に基づき適</p>	

番 号	項 目	摘 要	備 考
4 - 5	<p>病理学的検査</p> <p>適切な措置がとられているか。</p>	<p>正に行われていること。</p> <p>2. 細胞性免疫検査</p> <p>(1) 管理試料等を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、フローサイトメーター等の仕様に基づき適正に行われていること。</p> <p>1. 病理組織検査、免疫組織化学検査及び細胞検査</p> <p>(1) 既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 検査の目的に応じて、試薬、固定液及び染色液等が適切に用いられているかの確認が適時行われていること。</p> <p>(3) 検査依頼書に不明確な点があれば、委託元に直接問合せをするなどの確認が行われていること。</p> <p>2. 分子病理学的検査</p> <p>(1) 既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 検査の目的に応じて、試薬が適正に用いられているかの確認が適時行われていること。</p>	

番 号	項 目	摘 要	備 考
4-6	生化学的検査  適切な措置がとられているか。	<p>1. 生化学検査、免疫化学検査</p> <p>(1) 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われていること。</p> <p>(2) 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われていること。</p> <p>(3) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、自動分析装置等の仕様に基づき適正に行われていること。</p> <p>2. 血中薬物濃度検査</p> <p>(1) 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われていること。</p> <p>(2) 適宜、関連検査項目との関連チェックが行われていること。</p> <p>(3) 管理試料等を用いた日々の精度管理が、分析装置等の仕様に基づき適正に行われていること。</p>	検査精度の確認の頻度は、検査の特性を考慮した上で、精度管理標準作業書に明記されていること。
4-7	尿・糞便等一般検査  適切な措置がとられているか。	<p>1. 尿・糞便等検査 管理試料等を用いて、日々、検査精度の確認が行われていること。</p> <p>2. 寄生虫検査 既知標本や学術書を用いて月1回以上検査担当者の技能を評価していること。</p>	
4-8	遺伝子関連・染色体検査  適切な措置がとられ	1. 病原体核酸検査、体細胞遺伝子検査、生殖細胞系列遺伝子検査	① 遺伝子関連・染色体検査について国際的な水準を満たしていくため、管理組織の構築及び必要な手順の

番 号	項 目	摘 要	備 考
	<p>ているか。</p>	<p>(1) 既知検体又は既知標本を用いて、月1回以上検査担当者の技能が評価されていること。</p> <p>(2) 検査の工程ごとに、日々、検査精度の確認が行われていること。</p> <p>(3) 外部精度管理調査を受け、又は当該施設以外の1以上の遺伝子関連・染色体検査の業務を行う医療機関、衛生検査所等と連携してそれぞれが保管し、若しくは保有する検体を用いるなどして、遺伝子関連・染色体検査の精</p>	<p>文書化などにより、ISO 15189 等の検査施設の第三者認定の取得に必要な体制整備に努めることが望ましいこと。</p> <p>② 医療機関から、衛生検査所に病理検体を用いた遺伝子関連検査を委託するに当たっては、医療機関において切り出しを行う場合と、衛生検査所において切り出しを行う場合があること。</p> <p>なお、衛生検査所において切り出しを行う場合にあっては、医療機関から衛生検査所に病理検体を提出するときに、切り出す箇所に係る具体的指示を当該医療機関の医師が行い、それに基づいて、衛生検査所で切り出しを行うとともに、当該指示に基づいて切り出しが行われたことが確認できるようにしておくこと。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
5	<p>検査外部委託に関する事項</p> <p>標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり外部委託が適切に行われているか。</p>	<p>度について相互に確認を行うよう努めていること。</p> <p>1. 外部へ委託した検査結果の報告書に最終委託先の名称を記入していること。</p> <p>2. 最終委託先について、(1)～(7)実態を把握していること。</p> <p>3. 外部委託標準作業書には以下の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 医療情報の送付方法</p> <p>(2) 検体の送付方法</p> <p>(3) 検査の外部委託を行う場合の精度管理及び結果評価の方法</p>	<p>外部委託した検査結果の責任は、外部委託をした衛生検査所が負うものとし、責任をもって報告すること。</p> <p>最終委託先の正式名称を検査項目ごとに記入できない場合は記号等による表示でも差し支えないが、委託元が最終委託先の名称を理解できるような措置を講ずること。</p> <p>(1) 組織 (2) 職員構成 (3) 構造設備 (4) 業務内容 (5) 内部精度管理の実施状況 (6) 外部精度管理の実施状況 (7) 検査案内書</p> <p>都道府県知事が行う報告徴収又は立入検査時に提出が求められた場合、提示できるようにしておくこと。</p> <p>委託先の検査機関については、名称、所在地、及び連絡先を一覧にして管理していることが望ましいこと。</p> <p>外部へ検査を委託する際の、情報及び検体の送付方法並びに検査結果の評価方法を明確化し、委託検査を適切に管理するものであること。</p> <p>委託先へ送付する医療情報の記録媒体及びその送付方法について記載されていること。</p> <p>保管温度、送付時間、授受管理等が記載されていること。</p> <p>委託先の内部精度管理の実施計画及び外部精度管理調査の参加計画が記載されているこ</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
6 6-1	検査結果の報告に関する事項 検査結果の報告  適切に報告しているか。	<p>(4) 委託検査管理台帳の記入要領</p> <p>(5) 作成及び改定年月日</p> <p>4. 委託検査管理台帳が作成されていること。</p> <p>1. 検査依頼書に照らし、報告書に記載された患者名、検査項目等の必要事項を確認していること。</p> <p>2. できるだけ速やかに報告できるシステムを確立していること。</p> <p>3. 緊急報告を要する検査値の範囲を示した場合及び検査過誤が判明した場合は、委託元医療機関等と電話等により緊密な連絡がとれるような体制を確立していること。</p> <p>4. 検査結果報告には、検査・測定の責任者又は苦情処理担当者の氏名を明記していること。</p> <p>5. 検査結果報告書の写しは「検査結果報告台帳」として保管してい</p>	<p>と。</p> <p>他の衛生検査所に再度検査を委託する場合（血清分離のみを行う衛生検査所が、検査・測定を行う衛生検査所等に検体を搬送する場合も含む。）に委託検体を管理するための台帳である。</p> <p>また、委託先の内部精度管理及び外部精度管理調査の結果の写し等が整理の上、保存されていること。</p> <p>病理学的検査の報告書には、検査担当者の署名又は押印がなされていることが望ましいこと。</p> <p>委託元ごとに検査結果の写しを整理し、必要に応じ簡単に検索できるように作成された</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
6-2	<p data-bbox="354 271 592 300">問合せ・苦情処理</p> <p data-bbox="354 344 651 490">標準作業書が適切に作成され、標準作業書どおり適切に対応しているか。</p>	<p data-bbox="740 197 839 226">ること。</p> <ol data-bbox="683 271 1031 1402" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="683 271 1031 376">1. 委託元医療機関等に対し適切に報告していること。</li> <li data-bbox="683 613 1031 719">2. 苦情処理標準作業書には以下の事項が記載されていること。 <ol data-bbox="683 763 1031 1290" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="683 763 1031 869">(1) 苦情処理の体制（指導監督医の役割を含む。）</li> <li data-bbox="683 913 943 943">(2) 苦情処理の手順</li> <li data-bbox="683 987 1031 1066">(3) 委託元及び行政への報告に関する事項</li> <li data-bbox="683 1133 1031 1211">(4) 苦情処理台帳の記入要領</li> <li data-bbox="683 1256 999 1285">(5) 作成及び改定年月日</li> </ol> </li> <li data-bbox="683 1335 1031 1402">3. 苦情処理台帳を作成し保管していること。</li> </ol>	<p data-bbox="1056 197 1275 226">台帳であること。</p> <ol data-bbox="1056 271 1445 573" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1056 271 1445 416">(1) 必要に応じて衛生検査所が委託元に出向いて、原因等について説明をしていることが望ましい。</li> <li data-bbox="1056 461 1445 573">(2) 報告書には苦情処理担当者の氏名が明記されていること。</li> </ol> <p data-bbox="1056 613 1445 759">委託元等から受けた苦情について、その処理体制及び手順を明確化するものであること。</p> <p data-bbox="1056 987 1445 1099">委託元及び行政へ報告する基準及びその手順が記載されていること。</p> <p data-bbox="1056 1335 1445 1704">問合せ又は苦情の内容に応じて原因究明及び改善措置を記載し、整理されていること。記載すべき事項としては、以下のものが考えられること。  (1) 苦情受付日  (2) 苦情内容  (3) 原因究明及び処理内容  (4) 処理日  (5) 改善結果</p>
7 7-1	<p data-bbox="354 1751 564 1818">その他 各種書類の作成</p> <p data-bbox="354 1863 651 1930">各種の書類を適正に作成しているか。</p>	<ol data-bbox="683 1787 1031 1933" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="683 1787 1031 1933">1. 作業日誌、台帳及び精度管理に関する書類等は、2年以上保存されていること。</li> </ol>	<ol data-bbox="1056 1787 1445 2042" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1056 1787 1445 2042">(1) 電子媒体を利用した保存に当たっては、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（平成 17 年 3 月 31</li> </ol>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>2. 各種標準作業書は、各々の担当者がすぐに見られる場所に常備されていること。</p> <p>3. 各種標準作業書は、改訂の履歴が明らかとなっていること。</p> <p>4. 各種標準作業書は、適宜内容を再検討し改訂していること。</p> <p>5. 各種標準作業書は、図式化するなど分かりやすく記載されていること。</p>	<p>日付け医政発第 0331009号・薬食発第 0331020号・保発第 0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長連名通知)を踏まえるとともに、次の①～③の事項を確保していること。</p> <p>① 記載事項の故意又は過失による虚偽入力、書き換え、消去及び混同を防止するための措置</p> <p>② 都道府県知事の請求があった場合等必要に応じて、容易に帳票の出力等、見読可能な状態にできること</p> <p>③ 保存期間内における復元可能な状態</p> <p>また、電子媒体を利用して保存することについては、あらかじめ委託元と契約等で同意していることが望ましいこと。</p> <p>(2) 各作業日誌、各台帳は衛生検査所の作業内容に応じて整理統合することができること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
7-2	職員の健康管理  体制が確立されており、かつ、実行されているか。	定期健康診断を実施していること。	(1) 記録は個人ごとに作成されていること。  (2) 健康診断の結果において異常が発見された職員に対しては必要な措置がとられていること。
7-3	広告  広告の内容は適切であるか。	登録を受けた事項について適切に広告していること。	(1) 登録している検査業務を規則第1条及び規則別表第1中欄に掲げる検査の内容の区分に従って具体的かつ明瞭に標榜することにより、当該衛生検査所が適正に行い得る検査業務を明示されていること。 なお、血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、その旨を標榜すること。  (2) 登録を受けた検査業務以外の業務及び衛生検査所では行うことができない業務（検診、生理学的検査等）を広告していないこと。
7-4	衛生検査技師の取扱いに関する事項	平成17年の法改正前、又はこれに伴う経過措置により衛生検査技師の免許を得ている者の取扱いは、従前と変わるものではないこと。	

## 指導監督基準

番 号	項 目	摘 要	備 考
1	構造設備に関する基準		
1-1	使用室  放射線障害防止のための適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	<p>1. 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。</p> <p>2. 使用室内の人が常に立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実行線量が、一週間につき1ミリシーベルト以下であること。</p> <p>3. 人が常時出入する出入口は、1箇所であること。</p> <p>4. 使用室である旨を示す標識が付されていること。</p> <p>5. 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものであること。</p> <p>6. 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、平滑で</p>	<p>使用室においては、準備室を設ける必要がないこと。</p> <p>主要構造部等とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。(以下同じ。)</p> <p>耐火構造とは、同条第7号に規定する耐火構造をいい、不燃材料とは同条第9号に規定する不燃材料をいう。(以下同じ。)</p> <p>衛生検査所においては、検体検査しか行うことができないこと、放射線防護の対象は、検査従事者等であることを踏まえ、衛生検査所における放射線障害の防止のために必要な措置がとられていること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
1 - 2	<p data-bbox="352 1256 475 1288">貯蔵施設</p> <p data-bbox="352 1332 651 1473">放射線障害防止のための適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。</p>	<p data-bbox="740 197 1031 376">あり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。</p> <p data-bbox="683 427 1031 757">7. 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。</p> <p data-bbox="683 801 1031 869">8. 洗浄設備は排水設備に連結されていること。</p> <p data-bbox="683 913 1031 1211">9. 放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを防止するフード等の装置が設けられている場合には、その装置は、排気設備に連結されていること。</p> <p data-bbox="683 1256 1031 1361">1. 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造となっていること。</p> <p data-bbox="683 1406 1031 1668">2. 貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実行線量が、1週間につき1ミリシーベルト以下であること。</p> <p data-bbox="683 1713 1031 1892">3. 主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、特定防火設備に該当する防火戸を設けること。</p> <p data-bbox="683 1937 1031 2042">4. 貯蔵箱等は、耐火性の構造となっていること。</p>	

番 号	項 目	摘 要	備 考
1 - 3	貯蔵容器・運搬容器  放射線防止のため適切な容器を使用しているか。	5. 人が常時出入する出入口は、1箇所であること。  6. 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。  7. 貯蔵施設である旨を示す標識が付されていること。  8. 貯蔵施設には、貯蔵容器が備えられていること。  9. 受け皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具が設けられていること。  1. 貯蔵容器及び運搬容器は以下に適合するものであること。  (1) 容器の外にける空気を汚染するおそれのある検体検査用放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造となっていること。  (2) 液体状の検体検査用放射性同位元素を入れる容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい構造であること。  (3) 貯蔵容器又は運搬容器である旨を示す標識が付され、かつ、貯蔵する検体検査用放射性同位元素の種類及	

番 号	項 目	摘 要	備 考
1 - 4	廃棄施設  放射線障害防止のための適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	<p>びベクレル単位をもって表わした数量が表示されていること。</p> <p>1. 廃棄施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある実効線量が、1週間につき1ミリシーベルト以下であると。</p> <p>2. 液体状の検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を廃棄する施設にあっては、次に定めるところに適合する排水設備を設けること。</p> <p>(1) 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、衛生検査所の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有するものであること。</p> <p>(2) 排液の漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いること。</p> <p>(3) 排液処理槽<sup>そう</sup>は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度が測定できる構造とし、かつ、排液の流出を調節</p>	<p>排水設備排水管、廃液処理槽その他液体状の検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水し、又は浄化する一連の設備をいう。</p> <p>① 所定の濃度限度 排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中の放射性同位元素の3月間についての平均濃度が次に掲げる濃度</p> <p>ア 放射性同位元素の種類 (別表第1(別表とは、告示第16号の別表に掲げるものをいう。以下、同じ。))が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、別表第1の第1欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排液中又は排水中の濃度については第3欄、排気中又は空気中の濃度については第4欄に掲げる濃度</p> <p>イ 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中にそれぞれ2種類以上の放射性同位元素がある場合にあっては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についてのアの濃度に対する割合の</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>する装置が設けられていること。</p> <p>(4) 排液処理槽<sup>そう</sup>の上部の開口部は、ふたのできる構造とするか、又はさくその他の周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための設備を設けられていること。</p> <p>(5) 排水管及び排液処理槽<sup>そう</sup>には、排水設備である旨を示す標識が付されていること。</p>	<p>和がアとなるようなそれらの放射性同位元素の濃度</p> <p>ウ 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第1の第3欄又は第4欄に掲げる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度(それぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの</p> <p>エ 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第1に掲げられていない場合にあっては、別表第2の第1欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じて、排液中又は排水中の濃度については第3欄、排気中又は空気中の濃度については第4欄に掲げる濃度</p>
		<p>3. 放射性同位元素によって汚染された空気を廃棄する施設にあっては、次に定めるところに適合する排気設備が設けられていること。</p>	<p>排気設備と排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等放射性同位元素によって汚染された空気を排気し又は浄化する一連の設備をいう。</p>
		<p>(1) 排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、衛生検査所の境界の外空気中の放射性同位元素の濃度を所</p>	<p>所定の濃度限度 1-4の2の(1)の①と同じ。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>定の濃度限度以下とする能力を有するものであること。</p> <p>(2) 人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を、所定の濃度限度以下とする能力を有するものとする。</p> <p>(3) 気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料を用いられていること。</p> <p>(4) 故障が生じた場合において、放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けられていること。</p> <p>(5) 排気浄化装置、排気管及び排気口には、排気設備である旨を示す標識を付されていること。</p> <p>4 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する</p>	<p>所定の濃度限度 空気中の放射性同位元素の濃度限度は、1週間についての平均濃度が次に掲げる濃度</p> <p>① 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、別表第1の第1欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて第2欄に掲げる濃度</p> <p>② 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空気中に2種類以上の放射性同位元素がある場合にあつては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての①の濃度に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性同位元素の濃度</p> <p>③ 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあつて、別表第2の第2欄に掲げる濃度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いもの</p> <p>④ 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第1に掲げられていない場合にあつては、別表第2の第1欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第2欄に掲げる濃度</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>2及び3に掲げる施設以外の施設にあつては、次に定めるところに適合する保管廃棄設備を設けられていること。</p> <p>(1) 外部と区画された構造となっていること。</p> <p>(2) 保管廃棄設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他閉鎖のための設備又は器具を設けられていること。</p> <p>(3) 保管廃棄設備には、1-3の1に適合する耐火性の構造である容器を備え、当該容器の表面に保管廃棄容器である旨を示す標識を付されていること。</p> <p>(4) 保管廃棄設備である旨を示す標識を付されていること。</p> <p>5. 1-4の2(1)又は3(1)に規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、衛生検査所の境界の外における実効線量を1年間につき1ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき厚生労働大臣の承認を受けた場合においては、1-4の2(1)又は3(1)の規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備</p>	<p>作業の性質上排気設備を設けることが著しく困難である場合であつて、放射性同位元素によって空気を汚染するおそれのないときは、この限りでない。</p> <p>5の承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなったときは、厚生労働大臣は当該承認を取り消すことができること。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2 2-1	<p>管理に関する基準 管理者</p> <p>資格を満たした適切な者であるか。</p>	<p>のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、衛生検査所の境界の外における実効線量を1年間につき1ミリシーベルト以下としなくてはならないこと。</p> <p>1. 管理者は検体検査の業務（検査業務）に関し相当の経験を有する医師、又は検査について同等の経験を有する以下のいずれかの者であること。</p> <p>(1) 次に掲げる者であつて、臨床検査技師である者</p> <p>①第1種放射線取扱主任者の免状を有する者</p> <p>②薬剤師</p> <p>(2) (1)に該当する者以外の臨床検査技師であつて、厚生大臣の指定する講習会を終了した者</p>	<p>管理者が臨床検査技師である場合</p> <p>(1) 指導監督のために選任された医師が、事故が発生した場合等において放射線障害の防止の措置を直ちに講じるよう、衛生検査所に医師が常駐するか又は常時医師が衛生検査所の安全管理の状況を把握し、必要な措置を採ることを可能とする体制が整備されていること。</p> <p>(2) 規則第12条第9号の規定により選任された医師がこの告示において定める基準の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。</p> <p>指定講習会 昭和56年5月25日～同年5月29日まで(社)日本アイソトープ協会において実施。</p> <p>第1種放射線取扱責任者の免状を有する者の助力を得て管理業務を行っていること。 (例：非常勤職員として委嘱する等)</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2-2	<p>注意事項の掲示</p> <p>適切な場所に必要な事項を掲示しているか。</p>	<p>使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示していること。</p>	<p>管理者が臨床検査技師である場合には、その者が管理者の資格を有するものであることを証する書面を登録の申請等に当たって添付していること。</p>
2-3	<p>施設・器具</p> <p>各業務を適切な施設等で行っているか。</p>	<p>次に掲げる業務を、次に掲げる室若しくは施設において行い、又は次に掲げる器具を用いて行っていること。</p> <p>(1) 検体検査用放射性同位元素の使用 使用室</p> <p>(2) 検体検査用放射性同位元素の貯蔵 貯蔵施設</p> <p>(3) 検体検査用放射性同位元素の運搬 運搬容器</p> <p>(4) 検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄 廃棄施設</p>	
2-4	<p>管理区域</p> <p>適切な措置がとられているか。</p>	<p>1. 衛生検査所の管理者は、衛生検査所内の場所であって、外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量、濃度又は密度を超えるおそれのあ</p>	<p>所定の線量、濃度又は密度</p> <p>(1) 外部放射線の線量については、実効線量が3月間につき 1.3 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が告示第16号第3の2に規定する濃度の10分の1</p> <p>(3) 放射性同位元素によって</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>る場所を管理区域とし、当該区域にその旨を示す標識を付されていること。</p> <p>2. 衛生検査所の管理者は、管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置を講じていること。</p>	<p>汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、告示第16号第3の6に規定する密度の10分の1</p> <p>(4) (1)及び(2)の規定にかかわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の(1)に規定する線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の(2)に規定する濃度に対する割合の和が1となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度</p>
2-5	<p>敷地の境界の防護</p> <p>防護について適切な措置がとられているか。</p>	<p>使用室、貯蔵施設及び廃棄施設又はその周辺に適切なしゃへい物を設ける等の措置を講ずることにより、衛生検査所内の人が居住する区域及び衛生検査所の敷地の境界における線量を所定の限度を超えていないこと。</p>	<p>所定の線量限度 実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト</p>
2-6	<p>検査従事者等の被ばく防止</p> <p>適切な措置がとられているか。</p>	<p>次の(1)から(3)までに掲げる措置のいずれか及び(4)から(6)までに掲げる措置を講ずるとともに検査従事者等が被ばくする線量が所定の実行線量限度及び等価線量限度を超えていないこと。</p> <p>(1)しゃへい壁その他のしゃへい物を用いる</p>	<p>(1)検査従事者とは、検体検査用放射線同位元の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者</p> <p>(2) 実行線量限度 ①平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト ②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシー</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>ことにより放射線のしゃへいを行うこと。</p> <p>(2) 検体検査用放射性同位元素と人体との間に適当な距離を設けること。</p> <p>(3) 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。</p>	<p>ベルト</p> <p>③女子(妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を衛生検査所の管理者に書面で申し出た者及び④に規定する者を除く。)については、②に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき5ミリシーベルト</p> <p>④妊娠中である女子については、①及び②に規定するほか、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト</p> <p>ただし、放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事した検査従事者等(女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を衛生検査所の管理者に書面で申し出た者に限る。以下「緊急検査従事者等」という。)に係る実効線量限度は、100ミリシーベルトとする。</p> <p>(3) 等価線量限度</p> <p>①眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト(緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、300ミリシーベルト)</p> <p>②皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき500ミリシーベルト(緊急検査従事者等に係る皮膚の等価線量限度は、1シーベルト)</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2-7	<p>取扱者の遵守事項</p> <p>汚染された物は適切に取り扱われているか。</p>	<p>衛生検査所の管理者は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用していること。また、これらを着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ていないこと。</p> <p>(2) 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が所定の表面密度限度を超えてい</p>	<p>③妊娠中である女子の腹部表面については、(2)④に規定する期間につき2ミリシーベルト</p> <p>所定の濃度限度 1-4の3(2)の備考欄と同じ</p> <p>所定の表面密度限度 ① アルファ線を放出する放射線同位元素 4ベクレル/cm<sup>2</sup> ② アルファ線を放出しない放射性同位元素 40ベクレル/cm<sup>2</sup></p> <p>汚染の除去は、使用室内の汚染を除去するために設けられた場所又は専用の洗濯場において行われていること。</p> <p>所定の表面密度限度 2-6(5)の備考欄と同じ</p>



番 号	項 目	摘 要	備 考
2-8	測定と記録の保存  適切に行われているか。	<p>るものは、みだりに使用室又は廃棄施設から持ち出していないこと。</p> <p>(3) 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が所定の表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出していないこと。</p> <p>1. 放射線障害の発生するおそれのある場所について、検査を開始する前に1回及び検査を開始した後には1月を超えない期間ごとに1回(排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定にあつては排水し、又は排気する都度(連続して排水し、又は排気する場合は、連続して))放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 放射線の量の測定は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うこと。ただし、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所においては、70</p>	<p>所定の表面密度限度 2-6(5)の備考欄と同じ</p> <p>記録すべき事項 ① 測定日時 ② 測定方法 ③ 測定器の種類、型式及び性能 ④ 測定箇所 ⑤ 測定条件 ⑥ 測定結果 ⑦ 測定実施者の氏名 ⑧ 測定結果に基づいて実施した措置の概要</p> <p>1及び2の測定は、次に掲げる項目に応じて、それぞれに掲げる場所について行うこと。</p> <p>放射線の量 イ 使用室 ロ 貯蔵施設 ハ 廃棄施設 ニ 管理区域の境界</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2-9	<p>検体検査用放射性同位元素を備えなくなったときの措置</p> <p>適切な措置を講じているか。</p>	<p>マイクロメートル線量当量率について行っていること。</p> <p>(2)放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するために最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>2. 衛生検査所の管理者は、帳簿を備え、検体検査用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>衛生検査所の管理者は、その衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えなくなったときは、30日以内に、次に掲げる措置を講じていること。</p> <p>(1)放射性同位元素による汚染を除去すること。</p> <p>(2)放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。</p>	<p>ホ 衛生検査所内の人が居住する区域</p> <p>へ 衛生検査所の敷地の境界</p> <p>放射性同位元素による汚染の状況</p> <p>イ 使用室</p> <p>ロ 排水設備の排水口</p> <p>ハ 排気設備の排気口</p> <p>ニ 排水監視設備のある場所</p> <p>ホ 排気監視設備のある場所</p> <p>へ 管理区域の境界</p> <p>記載すべき事項</p> <p>① 入手、使用又は廃棄の年月日</p> <p>② 入手、使用又は廃棄に係る検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びベクレル単位をもつて表わした数量</p> <p>③ 使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所</p> <p>譲渡の相手方は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」による許可を受けた廃棄業者に限る。</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2-10	<p>事故発生時の対応</p> <p>事故発生時に適切に対応できる体制をとるとともに、発生を防止するための措置を講じているか。</p>	<p>1. 衛生検査所の管理者は、地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちにその旨を衛生検査所の所在地を管轄する保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに放射線障害の防止に努めていること。</p> <p>2. 衛生検査所の管理者は、検査業務の従事者等に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行っていること。</p>	<p>放射線障害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に対応できる体制が確保されていること。</p> <p>なお、女子を、放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事させないこと。</p>
2-11	<p>届出</p> <p>法的な手続きが適正に行われているか。</p>	<p>1. 毎年12月20日までに、翌年において使用を予定する検体検査用放射性同位元素について届け出ていること。</p> <p>2. 次の事項を変更しているときは、あらかじめ届け出ていること。</p> <p>(1) ベクレル単位をもって表した検体検査用放射性同元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3ヶ月間最大使用予定数量</p> <p>(2) 検体検査用放射性同位元素の使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要</p>	<p>届出事項</p> <p>(1) 衛生検査所の名称及び所在地</p> <p>(2) 使用を予定する検体検査用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
2-12	健康診断  適切に実施しているか。	<p>3. 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えなくなった場合は、次により届け出ていること。</p> <p>(1) 10 日以内にその旨を届け出ていること。</p> <p>(2) 30 日以内にその後の措置の概要を届け出ていること。</p> <p>1. 検査従事者等に対して当該業務に従事する前及びその後定期的に医師の健康診断を行っていること。</p> <p>(1) 被ばく歴の有無の調査 6 月以内に 1 回</p> <p>(2) 白血球数、白血球百分率の検査 6 月以内に 1 回</p> <p>(3) 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値の検査 6 月以内に 1 回</p> <p>(4) 白内障に関する眼の検査 3 月以内に 1 回</p> <p>(5) 皮膚の検査 3 月以内に 1 回</p> <p>ただし、白血球百分率、(4)及び(5)については、医師が必要でないとき認めるときは省略することができる。</p>	<p>昭和 47 年 9 月労働省令第 41 号 電離放射線障害防止規則第 56 条参照のこと</p> <p>被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項の調査</p>

番 号	項 目	摘 要	備 考
		<p>2. 健康診断の結果の記録を個人ごとに作成し、これを5年間保存していること。</p> <p>3. 電離放射線健康診断結果報告書を管轄する労働基準監督署長に提出していること。</p> <p>4. 健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者がいる場合には、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じていること。</p>	

衛生検査所立入検査結果表

地方公共団体名

年 月 日調査

名 称		登 録 番 号	号
開 設 者 名		所 在 地	〒
立入検査人員▼ (うち精度管理専門委員数)	( 人 )	持込既知検体 ・既知標本	

項目番号	項目	適否	未調査	非該当	不適合事項及び指示内容
1	管理組織の基準に関する事項				
1-1	管理者	適：否			
1-2	指導監督医	適：否			
1-3	精度管理責任者	適：否			
1-4	遺伝子関連・染色体検査の責任者	適：否			
1-5	職員	適：否			
1-6	職員の研修等	適：否			
1-7	組織運営規程	適：否			
1-8	情報セキュリティとリスク管理	適：否			
1-9	営業所	適：否			
1-10	登録・届出				
2	構造設備の基準に関する事項				
2-1	検査用機械器具	適：否			
2-2	検査室	適：否			
2-3	防じん及び防虫設備	適：否			
2-4	廃水及び廃棄物処理設備	適：否			
2-5	消毒設備	適：否			
3	検査業務に関する事項				
3-1	検査案内書	適：否			
3-2	検体の受領	適：否			
3-3	検体の搬送	適：否			
3-4	検体の受付及び仕分	適：否			
3-5	血清分離	適：否			
3-6	試薬	適：否			
3-7	検査機器等の保守管理	適：否			
3-8	検査・測定技術の標準化	適：否			
3-9	検体の保管、返却、廃棄	適：否			
3-10	委託元との情報連携の確認	適：否			
4	検査精度の向上に関する事項				
4-1	検査精度の向上	適：否			
4-2	微生物学的検査	適：否			
4-3	免疫学的検査	適：否			
4-4	血液学的検査	適：否			
4-5	病理学的検査	適：否			
4-6	生化学的検査	適：否			
4-7	尿・糞便等一般検査	適：否			

4-8	遺伝子関連・染色体検査				
5	検査外部委託に関する事項				
	検査外部委託	適：否			
6	検査結果の報告に関する事項				
6-1	検査結果の報告	適：否			
6-2	問合わせ・苦情処理	適：否			
7	その他				
7-1	各種書類の作成	適：否			
7-2	職員の健康管理	適：否			
7-3	広告	適：否			

- (注) 1. 「適：否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。  
2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。

衛生検査所立入検査結果表（R Iを備える検査所）

地方公共団体名

年 月 日調査

名 称		登 録 番 号	号
開 設 者 名		所 在 地	〒
立入検査人員▼ (うち精度管理専門 委員数)	( 人 )	持込既知検 体 ・既 知 標 本	

項目番号	項目	適否	未調査	非該当	不適合事項及び指示内容
1	構造設備に関する基準				
1-1	使用室	適：否			
1-2	貯蔵施設	適：否			
1-3	貯蔵容器・運搬容器	適：否			
1-4	廃棄施設	適：否			
2	管理に関する基準				
2-1	管理者	適：否			
2-2	注意事項の掲示	適：否			
2-3	施設・器具	適：否			
2-4	管理区域	適：否			
2-5	敷地の境界の防護	適：否			
2-6	検査従事者等の被ばくの防止				
2-7	取扱者の遵守事項	適：否			
2-8	測定と記録の保存	適：否			
2-9	検体検査用放射性同位元素を備えなくなったときの措置	適：否			
2-10	事故発生時の対応	適：否			
2-11	届出	適：否			
2-12	健康診断	適：否			

- (注) 1. 「適：否」、「未調査」、「非該当」欄はいずれかの欄に○印を付すこと。  
2. 「不適合事項及び指示内容」欄は別葉としても差し支えない。



(参考)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（厚生労働省令第93号）附則第3条が適用される場合には、以下の改正前の臨床検査技師等に関する法律施行規則別表第1、別表第2及び別表第4が適用されること。

別表第1（第12条関係）

微生物学的検査	細菌培養同定検査 薬剤感受性検査	一 ふ卵器 二 顕微鏡 三 高压蒸気滅菌器
	病原体遺伝子検査	一 遺伝子増幅装置 二 遺伝子増幅産物検出装置 三 高速冷却遠心器 四 安全キャビネット
血清学的検査	血清学検査	一 恒温水槽 二 水平振盪器
	免疫学検査	自動免疫測定装置又はマイクロプレート用ウォッシャー及びマイクロプレート用リーダー
血液学的検査	血球算定検査 血液像検査	一 自動血球計数器 二 顕微鏡
	出血・凝固検査	自動凝固検査装置
	細胞性免疫検査	フローサイトメーター
	染色体検査	一 CO <sub>2</sub> インキュベーター 二 クリーンベンチ 三 写真撮影装置又は画像解析装置
	生殖細胞系列遺伝子検査 体細胞遺伝子検査 (血液細胞による場合)	一 遺伝子増幅装置 二 遺伝子増幅産物検出装置 三 高速冷却遠心器 四 安全キャビネット
病理学的検査	病理組織検査 免疫組織化学検査	一 顕微鏡 二 ミクロトーム 三 パラフィン溶融器 四 パラフィン伸展器 五 染色に使用する器具又は装置
	細胞検査	顕微鏡
	分子病理学的検査	蛍光顕微鏡
	体細胞遺伝子検査 (血液細胞によらない場合)	一 遺伝子増幅装置 二 遺伝子増幅産物検出装置 三 高速冷却遠心器 四 安全キャビネット
寄生虫学的検査	寄生虫学的検査	顕微鏡

生化学的検査	生化学検査	一 天びん 二 純水製造器 三 自動分析装置又は分光光度計
	尿・糞便等一般検査	顕微鏡

備考

- 一 検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。
- 二 二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあつては、検査用機械器具を兼用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

別表第2(第12条関係)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	二十平方メートル
二 前号に掲げる検査のうち、二の検査をする衛生検査所	三十平方メートル
三 第一号に掲げる検査のうち、三の検査をする衛生検査所	四十平方メートル
四 第一号に掲げる検査のうち、四以上の検査をする衛生検査所	五十平方メートル

別表第4(第12条関係)

一 微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査のうち、一の検査のみをする衛生検査所	一人
二 前号に掲げる検査のうち、二以上の検査をする衛生検査所(次号に該当する衛生検査所を除く。)	二人
三 第一号に掲げる検査のうち、微生物学的検査、血液学的検査及び生化学的検査のいずれをも含む三以上の検査をする衛生検査所	三人

## 衛生検査所組織運営規程準則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、臨床検査技師等に関する法律の趣旨にのっとり、当衛生検査所のよるべき組織及び運営の基準について定め、もって検査の適正を確保することを目的とする。

### (法令の遵守)

第2条 当衛生検査所は、常に臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条に定める衛生検査所の登録基準以上の状態に維持されなければならない。

### (検査技術の維持向上)

第3条 当衛生検査所は、検査技術の維持向上に必要な措置を積極的に講ずるよう努める。

### (公共に対する協力義務)

第4条 当衛生検査所は、公共に対する責務を自覚し、国又は都道府県の医療、公衆衛生の行政に積極的に協力するほか、その行政指導を遵守する。

## 第2章 組織及び職務

### (管理者)

第5条 当衛生検査所は、管理者として、衛生検査に関し相当の経験を有する医師を置く。

#### (注1)

- 2 管理者は、検査業務に従事する者の業務分担を明らかにし、当衛生検査所の行う検査業務(検体の受領、搬送等の業務を含む。以下同じ。)の実施を統括する。
- 3 管理者は、精度管理責任者から精度管理の実施状況等について報告を受けるとともに、開設者に対して、随時、精度管理の充実を図るために必要な措置等について助言を行う。
- 4 管理者は、前項の職務を円滑に遂行するために必要な権限が附与されなければならない。

### (精度管理責任者)

第6条 当衛生検査所は、精度管理に関する責任者として、検査業務に関し相当の経験を有し、かつ、精度管理に関して相当の知識及び経験を有する医師を置く。(注2)

- 2 精度管理責任者は、専ら精度管理の業務に携わる者とする。
- 3 精度管理責任者は各検査の作業工程ごとに精度管理についての担当者が指定され、組織上明示されていること及び同担当者等の統括、指導等を通じて、精度管理が日々組織的かつ効果的に行われていることを確保する。
- 4 精度管理責任者は、精度管理の実施状況を把握するとともに、精度管理の充実を図るために必要な措置等について管理者に報告を行う。

### (遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者)

第6条の2 当衛生検査所は、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の経験を有する医師を置く。(注3)

- 2 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に関する業務(精度管理責任者の携わる精度管理の業務を除く。)に携わる者とする。
- 3 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は遺伝子関連・染色体検査の作業工程ごとの担当者等の統括、指導等を通じて、遺伝子関連・染色体検査が日々組織的かつ効果的に行われていることを確保する。
- 4 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は、遺伝子関連・染色体検査の実施状況を把握するとともに、検査結果等について必要な確認を行う。
- 5 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は遺伝子関連・染色体検査の遺伝子関連・染色体検査の作業工程ごとの担当者等に継続的な教育研修及び技能評価を受けさせるよう努めなければならない。

### 第3章 業務

(検査業務の内容)

第7条 当衛生検査所の行う検査業務の内容は、○○検査、○○検査、○○検査及び○○検査とする。

(検査業務の実施) (注4)

第8条 当衛生検査所は、検査案内書を作成するとともに、作業工程ごとに定めた次の標準作業書に基づいて検査業務を行う。

- 一 検体受領標準作業書
- 二 検体搬送標準作業書
- 三 検体受付及び仕分標準作業書
- 四 血清分離標準作業書
- 五 外部委託標準作業書
- 六 検査機器保守管理標準作業書
- 七 測定標準作業書
- 八 精度管理標準作業書
- 九 検体処理標準作業書
- 十 検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書
- 十一 苦情処理標準作業書
- 十二 教育研修・技能評価標準作業書

2 当衛生検査所は、日々の業務内容を記録するため、次の作業日誌を作成する。

- 一 検体受領作業日誌
- 二 検体搬送作業日誌
- 三 検体受付及び仕分作業日誌
- 四 血清分離作業日誌
- 五 検査機器保守管理作業日誌
- 六 測定作業日誌

3 当衛生検査所は、次の台帳を作成する。

- 一 委託検査管理台帳
- 二 試薬管理台帳
- 三 温度・設備管理台帳
- 四 統計学的精度管理台帳
- 五 外部精度管理台帳
- 六 検体保管・返却・廃棄処理台帳
- 七 検査依頼情報・検査結果情報台帳
- 八 検査結果報告台帳
- 九 苦情処理台帳
- 十 教育研修・技能評価記録台帳

(記録)

第9条 当衛生検査所は、第8条に定める各作業日誌及び各台帳を2年間保存する。

(精度管理)

第10条 当衛生検査所は、第8条に定める標準作業書等に基づき、適切な内部精度管理を実施するとともに、少なくとも年1回は、○○○及び○○○が行う外部精度管理調査に参加する。

なお、それ以外の外部精度管理調査にも積極的に参加するよう努める。

(職員の研修)

第11条 当衛生検査所は、職員に必要な研修を行わせる。

(検査結果の確認)

第12条 臨床検査技師以外の者が行った検査・測定については、管理者、臨床検査技師がその結果について、必要に応じ確認をしなければならない。

(検査結果の報告)

第13条 当衛生検査所が委託元に対して行う検査結果の報告は、検査・測定年月日及び検査・測定責任者名又は苦情処理担当者名を明らかにした報告書によって行うものとする。

2 当衛生検査所が、検査・測定を外部委託している場合の委託元に対する検査結果報告書には、最終委託先名を記載する。

(廃棄物等の処理)

第14条 検査・測定後の検体、使用後の試薬、廃棄物並びに廃水の処理にあたっては、関係法令に従うほか、特に公衆衛生上他に迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

(細則)

第15条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

(注1) 管理者として臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」とするとともに、本条に次の1項を加える。

2 当衛生検査所は、嘱託として、当衛生検査所の検査業務を指導監督する医師を置く。

(注2) 精度管理責任者として臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」とする。

(注3) 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として、臨床検査技師を置く場合は、「医師」を「臨床検査技師」に、遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者を置く場合は、「経験を有する医師」を「知識及び経験を有する者」に改めることとする。なお、遺伝子関連・染色体検査の業務を実施しない場合は、第6条の2の規定は要しない。

(注4) (1) 血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、外部精度管理調査に必ずしも参加することを要せず、また、次の書類の作成を要しない。

検体受付及び仕分標準作業書

測定標準作業書

精度管理標準作業書

検体処理標準作業書

検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書

教育研修・技能評価標準作業書

検体受付及び仕分作業日誌

測定作業日誌

試薬管理台帳

温度・設備管理台帳

統計学的精度管理台帳

外部精度管理台帳

検体保管・返却・廃棄処理台帳

検査依頼情報・検査結果情報台帳

教育研修・技能評価記録台帳

(2) 血清分離を行わない衛生検査所にあつては、血清分離標準作業書及び血清分離作業日誌の作成を要しない。

健政発第98号  
平成5年2月15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局長

医療法の一部を改正する法律の一部の施行について

第一～二 （略）

### 第三 業務委託に関する事項

#### 1 業務委託全般について

##### (1) 趣旨

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号。以下「平成二十九年改正法」という。）による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新政令第四条の七各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第九十三号。以下「平成三十年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第九条の八及び第九条の九から第九条の十五までに規定する基準に適合する者に委託しなければならないものであること。

##### (2) 受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、平成二十九年改正法による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新政令第四条の七各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八及び第九条の九から第九条の十五までに規定する基準に適合する者であることを確認した上で、受託者を選定すること。

##### (3) 標準作業書及び業務案内書

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図るためのものであり、業務案内書は、受託する業務の内容、方法等を明確

にするためのものであること。また、受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備しておくものであること。

(4) 労働者派遣契約との関係

平成二十九年改正法による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新省令第四条の七各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるので、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和六十一年四月労働省告示第三十七号)」に留意されたいこと。

2 検体検査の業務(新省令第九条の八関係)

(1) 人員に関する事項

ア 受託業務の責任者(以下「受託責任者」という。)について  
新省令第九条の八第一項第一号に規定する相当の経験とは、原則として三年以上の検査業務についての実務経験をいうものであること。

イ 受託業務を指導監督するための医師(以下「指導監督医」という。)について

新省令第九条の八第一項第一号に規定する指導監督医は、検査業務について三年以上の実務経験を有する者であること。

なお、受託責任者として、受託業務を行う場所に医師が配置されている場合には、指導監督医が選任されていることは要しないこと。

ウ 従事者について

新省令第九条の八第一項第二号に規定する必要な数とは、受託する検査の種類、数等の実情に応じた必要数をいうものであること。

エ 専ら精度管理を職務とする者(以下「精度管理責任者」という。)について

(ア) 新省令第九条の八第一項第三号に規定する検査業務に関する相当の経験とは、検査業務(受託業務の全てを含むことが望ましいこと。)についての六年以上の実務経験(次の精度管理についての実務経験を含むこと。)をいうものであること。



また、新省令第九条の八第一項第三号に規定する精度管理に関する相当の知識及び経験とは、検査業務の全ての作業工程における精度管理に精通していること及び精度管理についての三年以上の実務経験をいうものであること。

なお、精度管理責任者は、検査業務に関して学会誌に論文を発表した実績があることが望ましいこと。

- (イ) 精度管理は日々適正に行われる必要があることから、精度管理責任者は、受託業務を行う場所に常勤する者(他の医療機関、衛生検査所等に就業していないこと)であることが望ましいこと。

なお、受託する検査の種類や数等の実情に応じて、精度管理責任者を非常勤の者とする 것도可能とするが、この場合にあっても、精度管理が日々適正に行われる体制を確保するとともに、少なくとも週に一日(血清分離のみを請負う場合にあっては少なくとも月に一日)は受託業務を行う場所に赴き、精度管理の業務に携わること。

- (ウ) 精度管理責任者は、新省令第九条の八第一項第三号に規定するとおり、専ら精度管理を職務とする者であって、受託業務の各作業工程に従事するものではないこと。

ただし、精度管理責任者が常勤の者であるときは、精度管理の業務に支障がない場合に限り、受託業務の各作業工程に従事することができるものとする。

#### オ 遺伝子関連検査・染色体検査の精度の確保に係る責任者について

- (ア) 遺伝子関連・染色体検査を行う場合の精度の確保に係る責任者については、医師又は臨床検査技師(歯科医療機関においては歯科医師又は臨床検査技師)のほか、遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する他の職種を認めるものとする。なお、遺伝子関連・染色体検査以外の検体検査の精度の確保に係る責任者との兼任は妨げない。

- (イ) 遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する他の職種の例としては、以下の者のうち、検体検査の業務について3年以上の実務経験及び精度管理についての3年以上の実務経験を有する者が考えられる。

- ・ 大学院、大学、短期大学、専門学校又は高等専門学校において分子生物学関連科目(分子生物学、遺伝子検査学、細胞遺伝学、

人類遺伝学、微生物学、生化学、免疫学、血液学、生理学、病理学、解剖学、動物細胞工学、生物科学等をいう。)を履修した者  
(ウ) 医師又は臨床検査技師を遺伝子関連・染色体検査を行う場合の精度の確保に係る責任者とする場合、上述(イ)を参考にするなど適切に判断すること。

(2) 構造・設備に関する事項

ア 血清分離のみを請負う受託者にあつては、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器を有すれば足りるものであること。

なお、施設の賃貸借については、検査業務を委託する病院又は診療所の開設者と受託者の契約により明確にするものとし、当該病院又は診療所の検査用機械器具を使用する場合には、当該機械器具の賃貸借についても、契約により明確にすること。

イ 遺伝子関連・染色体検査のうち、病原体核酸検査は、当該検査の前処理の工程まで専用の検査室で行うことが望ましいこと。

(3) 運営に関する事項

ア 標準作業書、日誌及び台帳

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第六号に規定する標準作業書、同項第八号に規定する作業日誌及び同項第九号に規定する台帳に記載すべき事項及び留意点は、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係通知の整理等について（平成三十年十月三十日付け医政発一〇三〇第三号厚生労働省医政局長通知）」別添1の衛生検査所指導要領（以下「衛生検査所指導要領」という。）に準じて取り扱うこと。

イ 業務案内書

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第七号に規定する業務案内書に記載すべき事項の留意点については、衛生検査所指導要領の検査案内書に準じて取り扱うこと。

なお、血清分離のみを請負う場合にあつては、その旨を業務案内書の表紙に明記すれば足りるものであること。

(4) 従事者の研修に関する事項

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第十号に規定する研修は、検査業務を適切に行うた

めに必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 各標準作業書の記載事項
- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法、臨床検査技師等に関する法律等の医療関係法規及び労働関係法規

### 3 医療機器等の滅菌消毒の業務(新省令第九条の九関係)

#### (1) 業務の範囲等に関する事項

##### ア 業務の範囲

「医療機器」とは、鉗子、ピンセット、注射筒等の医療機器をいい、「医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品」とは、医学的処置又は手術の際に医師、看護師等が用いる手術衣、手術の清潔を確保するために用いる布等の繊維製品をいうものであること。

##### イ 委託できる医療機器又は繊維製品の範囲

病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務を委託することができる医療機器又は繊維製品は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第七項までに規定する感染症の病原体により汚染された医療機器又は繊維製品(汚染されたおそれのある医療機器又は繊維製品を含む。)であつて、医療機関において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの

ただし、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であつて、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基づく消毒が行われていないものを委託することができるものであること

- ② 診療用放射性同位元素により汚染されている医療機器又は繊維製品(汚染されているおそれのある医療機器又は繊維製品を含む。)

##### ウ 繊維製品の消毒のみを委託する場合の基準

繊維製品の洗濯の前処理としての消毒のみを委託する場合の受託者の基準は、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二

百七号)第五条第一項の規定に基づき、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っている者であること。

エ 受託業務を行う場所

受託業務を行う場所とは、医療機関以外の滅菌消毒施設を使用して滅菌消毒業務を行う場合にあっては、当該滅菌消毒施設のことであり、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合にあっては、当該医療機関のことであること。また、受託業務の内容によっては、業務を行う場所が複数箇所の場合もあり得ること。なお、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合であって、受託場所が複数箇所の場合には、主たる業務を行う場所に受託責任者を配置すること。

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者について

① 新省令第九条の九第一号に規定する相当の経験とは、原則として三年以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいうものであること

② 医療機関において滅菌消毒業務を行う場合の相当の知識とは、滅菌消毒の方法、滅菌機器の保守管理、感染防止及び従事者の健康管理等に関する知識をいい、相当の経験とは原則として三年以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいうものであること

イ 受託業務の指導及び助言を行う者(以下「指導助言者」という。)について

新省令第九条の九第二号に規定する相当の知識とは、滅菌消毒の方法、滅菌消毒の処理に使用する機器の管理方法、滅菌消毒済の医療機器及び繊維製品の取扱い等に関する知識をいい、相当の経験とは、原則として三年以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいうものであること。

ウ 従事者について

新省令第九条の九第三号に規定する機器の取扱いに関する必要な知識及び技能とは、機器の操作、機器の保守点検、故障時の対応方法等に関する知識及び技能をいい、その他受託業務を行うために必要な知識及び技能とは、滅菌消毒の意義と効果、感染の予防と主な感染症、医療機器の名称と機能、滅菌消毒機器の名称と使用目的等に関する知識及び技能をいうものであること。

(3) 構造・設備に関する事項

- ア エチレンオキシドガスボンベを有する場合にあっては、当該ボンベは、滅菌消毒作業室の外であって、エチレンオキシドガス滅菌器に近接した場所に配置されていること。
- イ 新省令第九条の九第十号イ、ロ及びニに掲げる滅菌の処理に使用する機器及び装置は、滅菌処理が行われる医療機器等を搬入する扉と滅菌処理が行われた医療機器等を搬出する扉を有する両扉方式であることが望ましいこと。

(4) 標準作業書に関する事項

ア 運搬

運搬に関する標準作業書には、医療機器等を医療機関から受け取る際の確認事項、感染症患者に使用された医療機器等の取扱い、運搬容器の取扱い、運搬方法及び滅菌消毒済の医療機器等を医療機関に引き渡す際の確認事項が記載されていること。

なお、運搬とは、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合にあっては、使用済の医療機器等の回収及び滅菌消毒済の医療機器等の納品に係る運搬を、医療機関以外の滅菌消毒施設を使用して当該業務を行う場合にあっては、委託した医療機関と当該滅菌消毒施設の間の医療機器等の運搬をいうものであること。

また、医療機関において滅菌消毒業務を行う場合にあっては、使用済及び滅菌消毒済の医療機器等について、運搬方法、緊急時の運搬体制などが記載されていること。

イ 滅菌消毒の処理の方法

滅菌消毒の処理の方法に関する標準作業書には、取り扱う医療機器等の品目ごとに、消毒、洗浄、包装、滅菌及び保管の各業務に係る作業手順が、図式化するなど、わかりやすく記載されていること。

ウ 滅菌消毒の処理に使用する機器の保守点検

滅菌消毒の処理に使用する機器の保守点検に関する標準作業書には、各滅菌又は消毒機器について、自ら行う保守点検の方法、保守点検業者等に委託する内容と計画、故障時の対応等が記載されていること。

エ 滅菌消毒の処理に係る瑕疵があった場合の責任の所在に関する事項

滅菌消毒の処理に係る瑕疵があった場合の責任の所在に関する事項に関する標準作業書には、滅菌消毒の処理を行った医療機器等について、適切な処理がされていなかった場合の対応方法等が記載されていること。

(5) 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の九第十六号に規定する研修は、滅菌消毒業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

① 標準作業書の記載事項

② 受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規

4 患者等の食事の提供の業務(新省令第九条の十関係)

(1) 患者等の食事の提供の業務の範囲及び委託方法に関する事項

ア 業務の範囲

(ア) 患者等給食業務の範囲

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成三十年政令第二百三十号。以下「平成三十年政令」という。)による改正後の医療法施行令第四条の七第二号に規定する食事の提供(以下「患者等給食」という。)の業務は、食材の調達、調理、盛付け、配膳、下膳及び食器の洗浄並びにこれらの業務を行うために必要な構造設備の管理に加えて、食器の手配、食事の運搬等をいうものであること。

(イ) 病院が自ら実施しなければならない業務の範囲

患者等給食業務のうち、病院が自ら行わなければならない業務は、別表のとおりとすること。なお、献立表の作成については、病院が定めた作成基準に基づき、病院又は患者等給食業者のいずれが作成しても差し支えないが、実際に調理作業に従事する者の意見を十分に聴取し、調理作業に無理や支障を来さないよう配慮する必要があること。

イ 委託の方法等

(ア) 院外調理

これまでは病院内の給食施設を使用して調理を行う、いわゆる代行委託のみが認められていたが、今後は病院外の調理加工施設を使用して調理を行う、いわゆる院外調理も

認められるものであること。ただし、喫食直前の再加熱については、病院内の給食施設において行うべきものであること。

(イ) 複数業者への委託

患者等給食業務を病院が直接複数の業者に委託することも差し支えないものであること。また、業者は受託した業務のうち、食事の運搬、食器の洗浄等の一部の業務については、新省令第九条の十で定める基準を満たす者に再委託することも差し支えないものであること。

(ウ) 受託業務を行う場所

受託業務を行う場所とは、病院内の給食施設を使用して調理を行う場合にあつては、当該病院の給食施設のことであり、病院外の調理加工施設を使用して調理を行う場合にあつては、当該調理加工施設のことであること。

また、受託業務の内容によっては、業務を行う場所が複数箇所の場合もあり得ること。なお、業務を行う場所が複数箇所の場合には、主たる業務を行う場所に受託責任者を配置すること。

ウ 食品衛生法との関係

病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合には、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく営業の許可の対象になること。したがって、これらの調理加工施設は食品衛生法等関係法令を遵守しなければならないものであること。

なお、「大規模食中毒対策等について」(平成九年三月二十四日付け衛食第八五号生活衛生局長通知)により「大量調理施設衛生管理マニュアル」が示されているところであるが、病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合については、通知に十分留意し、適切な衛生管理を行うこと。

また、通知で定められた以外にも、必要に応じ重要管理点を定める場合には、HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく適切な衛生管理を行うこと。

エ 調理方式

病院外の調理加工施設を使用して調理を行う場合には、患者等給食の特殊性に鑑み、その調理加工方式として、クックチル、クックフリーズ、クックサーブ及び真空調理(真空パック)の四

方式があるが、これらの調理方法には食味の面からそれぞれに適した食品があり、いずれか一つの調理方式に限定することは好ましいものではないこと。したがって、これらの調理方式を適切に組み合わせて、患者等給食業務を行うことが望ましいこと。

ただし、いずれの調理方式であっても、HACCP の概念に基づく適切な衛生管理が行われている必要があること。

#### オ 食事の運搬方法

病院外の調理加工施設から病院へ食事を運搬する場合には、患者等給食の特殊性に鑑み、原則として、冷蔵(3℃以下)若しくは冷凍(マイナス18℃以下)状態を保って運搬すること。

ただし、調理・加工後の食品を、二時間以内に喫食する場合にあつては、65℃以上を保って運搬しても差し支えないものであること。この場合であっても、食中毒の発生等がないよう、衛生管理に十分配慮を行うこと。

なお、缶詰め等常温での保存が可能な食品については、この限りではないこと。

#### カ 労働関係法令の遵守

患者等給食業務の委託に際しては、病院、患者等給食業者双方とも、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等労働関係法令を遵守すること。特に、複数業者への委託や受託した業務の一部を再委託する場合には十分留意すること。

#### キ 食材

患者等給食において使用される食材については、栄養面及び衛生面に留意して選択されたものであることが当然の前提であるが、食味についての配慮もなされたものであること。

### (2) 人員に関する事項

#### ア 受託責任者

##### (ア) 受託責任者について

新省令第九条の十第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関する知識をいうものであること。



- ① 病院の社会的役割、病院の組織、医療従事者の資格と業務
- ② 病院の栄養部門の現状と病院内のその他の組織との連携
- ③ 疾病の診療と患者等の食事の提供の役割及び治療食の必要性
- ④ 栄養指導の重要性
- ⑤ 病院における患者等に対するサービスの意義と食事の提供サービスの課題
- ⑥ 栄養管理と食事の提供の評価
- ⑦ 食品衛生と労働安全衛生
- ⑧ HACCPに関する専門的知識

また、相当の経験とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ① 栄養士の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に従事した経験
- ② 調理師の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に通算二年以上従事した経験
- ③ 学校教育法に基づく高等学校卒業以上の学歴を有する者にあつては、患者等給食業務に通算三年以上従事した経験
- ④ 前各号と同等以上の技能及び学歴を有すると認められること

(イ) 受託責任者の業務

受託責任者は、従事者の人事・労務管理、研修・訓練及び健康管理、業務の遂行管理、施設設備の衛生管理等の業務に責任を負う者であること。また、病院の管理者、担当者等と患者等給食業務の円滑な運営のために随時協議するとともに、必要な帳票を業務を行う場所に備え、開示できるように整えておくこと。

(ウ) 食品衛生責任者との関係

食品衛生責任者の配置が義務付けられている場合には、受託責任者は、これを兼務しているか、あるいは食品衛生責任者と密接に連携することができる者であること。

(エ) 複数の病院における患者等給食業務の兼務

病院外の調理加工施設を使用して調理を行い、複数の病院から業務を受託する場合にあっては、受託責任者を調理加工施設に設置し、同一人が兼務することも差し支えないこと。

イ 指導助言者

「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成八年厚生省令第十三号）による改正後の医療法施行規則（以下「改正後の省令」という。）第九条の十第二号に規定する指導助言者が日常的に指導及び助言を行うことができる体制を整備しておくこと。特に、委託者である病院から食事の内容に関して必要な改善措置を求められた場合に対応することができる体制を整備しておくこと。

ウ 栄養士

受託業務の責任者が栄養士である場合には、改正後の省令第九条の十第三号の規定を満たすものであること。

エ 従事者

改正後の省令第九条の十第四号に規定する必要な知識及び技能とは、食中毒の予防等受託業務の衛生水準を確保するために必要な知識及び技能をいい、調理業務に従事する者は、常勤の調理師であることが望ましいこと。

(3) 施設、設備及び食器に関する事項

ア 施設、設備及び食器の衛生管理

患者等給食に係る施設、設備及び食器については、病院内の給食施設及び病院外の調理加工施設いずれにおいても、HACCPの概念に基づく適切な衛生管理が行われ、衛生状態が常に良好に保たれている必要があること。

イ 必要な給食施設

病院内の給食施設において調理のすべてを行う必要はないが、病院外の調理加工施設を使用して調理を行う場合であっても、加熱等の病院内での調理作業は残ると考えられるので、病院内の給食施設のすべてが不要となることはないと考えられること。

ウ 病院と老人保健施設等とを併設する場合における病院の給食施設

病院と老人保健施設等とを併設する場合（同一敷地内にある場合又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）においては、

併設施設の給食施設を病院の給食施設として共用することが認められること。

ただし、病院又は老人保健施設等のそれぞれの患者又は入所者等への食事の提供に支障を来すことがないように十分に配慮されていなければならないこと。また、食事の運搬については、衛生管理に特段の留意が図られていること。

#### エ 食器の清潔保持

食事を盛り付ける食器は洗浄後に消毒されたものを用いること。また、食器は食事の提供に支障を生じることがないように必要数を備えていること。なお、食器を運搬する場合には、食器が細菌等に汚染されることがないように専用の保管庫又は保管容器を用いること。

#### (4) 運営に関する事項

##### ア 業務案内書

改正後の省令第九条の十第九号に規定する業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていること。また、求めに応じて、常時開示することができるようにすること。

- ① 受託責任者、食品衛生責任者、栄養士、調理師の氏名、配置場所等
- ② 適切な時刻に適切な温度の食事を提供することの可否、患者がメニューを選択できる食事を提供することの可否並びにこれらが可能な場合にあつては、その具体的な内容及び方法
- ③ 衛生管理方法、従事者の研修、指導助言体制、緊急時の対処方法等の業務の管理体制

##### イ 患者等給食の継続的な提供

患者等給食については、その業務の特殊性にかんがみ、継続的な提供が特に重要であることから、病院及び患者等給食業者は患者等給食の継続的かつ安定的な提供に最大限の努力を行う必要があること。したがって、何らかの事由により患者等給食業者が当該業務を遂行することが困難となった場合に備えて、患者等給食が滞ることがないように必要な措置を講じておくこと。なお、必要な措置としては、複数の調理加工施設を有する患者等給食業者と業務委託契約を結ぶこと、複数の患者等給食業者と業務委託契約を結ぶこと、あらかじめ代行業者を定め

て代行契約を結ぶこと、病院が自ら調理を行うことができる施設及び人員を確保しておくこと等が考えられること。

また、患者等給食業務においては厳に衛生管理を徹底すべきであり、食中毒の発生により、患者等給食業務の遂行が困難になるということはあってはならないものであること。

(5) 従事者の健康管理及び研修に関する事項

ア 従事者の健康管理

改正後の省令第九条の十第十二号に規定する健康管理とは、従事者に対する健康教育の実施によって、従事者の日常的な健康の自己管理を促し、食中毒の発生と感染症の流行を予防することをいうものであること。

イ 従事者の研修

改正後の省令第九条の十第十三号に規定する研修は、患者等給食業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的としたものであり、次に掲げる事項を含むものであること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 患者の秘密の保持
- ③ 食中毒と感染症の予防に関する基礎知識
- ④ 従事者の日常的な健康の自己管理

5 患者等の搬送の業務(新省令第九条の十一関係)

(1) 業務の範囲に関する事項

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第三号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所若しくは助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものをいい、病院、診療所又は助産所内の患者等の移動は含まないこと。

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者について

新省令第九条の十一第一号に規定する相当の知識とは、医師法、医療法等関係法規に関する知識をいい、相当の経験とは、原則として三年以上の患者等の搬送業務についての実務経験をいうものであること。

イ 従事者について

新省令第九条の十一第二号に規定する必要な知識及び技能とは、次に掲げる知識及び技能をいうものであること。

- ① 用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持並びに保温等の応急手当
- ② 体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の観察要領
- ③ 主治医との連携
- ④ 搬送用自動車及び積載資器材の消毒の方法並びに保守管理の方法

(3) 運営に関する事項

ア 標準作業書

新省令第九条の十一第五号に規定する標準作業書の具体的記載内容は、次のとおりであること。

- ① 搬送途上の患者の急変に対する応急手当の方法については、用手法による気道確保、胸骨圧迫心マッサージ、呼気吹き込み法による人工呼吸、安静及び必要な体位の維持、保温等の方法
- ② 患者の観察要領については、体温、脈拍、呼吸数、意識状態、顔色の観察等の方法
- ③ 主治医との連携については、搬送に際して事前に医師に説明すべき事項及び搬送途上の患者の急変の際に医師に連絡すべき事項
- ④ 搬送用自動車及び積載する資器材の滅菌又は消毒及び保守管理

イ 業務案内書

医師の同乗を前提とした搬送を行わない場合には、この旨を業務案内書に明記すること。

(4) 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の十一第七号に規定する研修は、患者等の搬送の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規

6 医療機器の保守点検の業務(平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二及び第九条の十二関係)

(1) 業務の範囲に関すること

ア 平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第四号に定める業務

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第四号に定める業務は、平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器の保守点検の業務をいうものであること。

なお、平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器」(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)とし、その詳細については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について(通知)」(平成十六年七月二十日付薬食発第〇七二〇〇二二号厚生労働省医薬食品局長通知)の例によるものとする。

イ 保守点検と修理

保守点検とは、清掃、校正(キャリブレーション)、消耗部品の交換等をいうものであり、故障等の有無にかかわらず、解体の上点検し、必要に応じて劣化部品の交換等を行うオーバーホールを含まないものであること。

また、修理とは、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させること(当該箇所の交換を含む。)をいうものであり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づく医療機器の製造業又は修理業の業許可を得た者でなければ、業として行ってはならないものであること。

ウ 保守点検の実施主体

医療機器の保守点検は、病院、診療所又は助産所(以下「医療機関」という。)の業務であり、医療機関が自ら適切に実施すべきものであるが、新省令第九条の十二で定める基準に適合し、医療機器の保守点検を適正に行うことができる者と認められるものに委託して行うことも差し支えないものであること。

エ 患者の居宅等における業務

改正後の省令第九条の十二に規定する基準は、病院、診療所、老人保健施設その他の医療を提供する施設における当該業務のみならず、医療を受ける者の居宅等(以下「患者の居宅等」という。)において、医療機関からの委託を受けて、当該業務を行う場合にも適用される基準であること。

また、患者の居宅等において、当該業務を行う場合には、次の業務も含まれるものであること。

- ① 医療機器の取扱方法についての患者、家族等への説明
- ② 医療機器の故障時等の対応と医療機関への連絡

オ 危険又は有害な物質を用いて診療を行うための医療機器

改正後の省令第九条の十二第二項ロに掲げる「危険又は有害な物質」とは、爆発、燃焼等のおそれがあるもの又は身体若しくは生命に傷害を生じるおそれがあるものであること。また、「危険又は有害な物質を用いて診療を行うための医療機器」とは、具体的な例を挙げれば、次のとおりであること。

- ① 放射性同位元素(コバルト、セシウム、イリジウム、ラジウム、ストロンチウム)を用いる放射性同位元素治療器
- ② 支燃性麻酔ガス(笑気ガス)を使用する人工麻酔器
- ③ 引火性麻酔ガス(エーテル、シクロプロパン)を使用する人工麻酔器
- ④ 火薬を使用する結石破砕装置
- ⑤ 高圧ガス(酸素ガス)を使用する人工呼吸器又は酸素供給装置

(2) 医薬品医療機器等法との関係

ア 対象とする医療機器の範囲

(ア) 添付文書等への保守点検事項の記載

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器については、医薬品医療機器等法第六十三条の二、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六

年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。) 第二百二十七条により、保守点検に関する事項が添付文書又はその容器若しくは被包に記載されていなければならないとされているものであること。

(イ) 医療機器の保守点検の適切な実施

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器については、医薬品医療機器等法第六十八条の二第三項により、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師等は、医療機器の適正な使用を確保するため、医療機器の製造業者、輸入販売業者等が提供する情報を活用し、医療機器の保守点検を適切に実施するよう努めなければならないとされているものであること。

イ 修理業の業許可を有する者

医薬品医療機器等法第四十条の二第一項に規定する医療機器の修理業の許可を受けた者については、当該医療機器の保守点検を医療機関内において行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二に定める医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者として取り扱って差し支えないこと。

(3) 保守点検を行う人員に関する事項

ア 受託責任者の業務

受託責任者は、当該業務の遂行に際して、第一義的な責任を負うべき者であり、他の従事者に対して保守点検に係る品質管理に関する教育訓練を実施するとともに、指導、監督する立場にあるものであること。

イ 受託責任者が有すべき知識

改正後の省令第九条の十二第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関して、当該業務の責任者として有すべき相当程度の知識をいうものであること。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 医療機器の保守点検に関する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ③ 医療機器の原理、構造及び規格
- ④ 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)等安全管理関係法規



また、患者の居宅等において、当該業務を行う場合には、次に掲げる事項に関する知識も含まれること。

- ① 在宅酸素療法等在宅医療に関する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ② 患者、家族等との対応の方法
- ③ 在宅酸素療法等在宅療法の意義

ウ 受託責任者の配置

医療機器の保守点検業務を行う者が複数の事業所を有する場合には、保守点検業務を行う事業所ごとに受託責任者を配置するものとする。

エ 修理業における責任技術者

医薬品医療機器等法施行規則第一百八十八条に定める医療機器の修理業の責任技術者の資格を有する者は、医療機関内において当該医療機器の保守点検を行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二第一号に定める保守点検の受託責任者としての知識及び経験を有している者として取り扱って差し支えないこと。

オ 従事者の有すべき知識及び技能

改正後の省令第九条の十二第二号に規定する受託業務を行うために必要な知識及び技能とは、次に掲げる事項に関して、業務の適正な遂行に必要な不可欠な程度の知識及び技能をいうものであること。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 医療機器の保守点検に関する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ③ 医療機器の原理、構造及び規格
- ④ 高圧ガス保安法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等安全管理関係法規
- ⑤ 保守点検の方法
- ⑥ 緊急時の対応

また、患者の居宅等において、当該業務を行う場合には、次に掲げる事項についても業務の適正な遂行に必要な不可欠な程度の知識及び技能を併せて有する者に従事させるべきであること。

- ① 在宅酸素療法等在宅医療に関する保健、医療、福祉及び保険の制度
- ② 患者、家族等との対応の方法

③ 在宅酸素療法等在宅療法の意義

(4) 標準作業書に関する事項

改正後の省令第九条の十二第三号に規定する標準作業書は、保守点検の業務を行う者が作成し、必要に応じて医療機関に開示することができるよう整備されたものであること。

標準作業書の内容は、製造業者等が各医療機器に添付する文書に記載されている保守点検に関する事項と十分に整合性があるものであって、少なくとも医療機器の保守点検手順、保守点検後の医療機器の動作確認手順、警報装置の動作確認手順、保守点検を行った医療機器に関する苦情の処理方法等の事項が具体的に記載されているものであること。なお、保守点検の業務は、原則として標準作業書にのっとり行われるものであるから、その内容は従事者が実際に業務を遂行できる程度に具体的かつ詳細なものである必要があることに留意すること。

(5) 業務案内書に関する事項

改正後の省令第九条の十二第四号に規定する業務案内書には、少なくとも左記の事項が具体的に記載されていること。

- ① 保守点検作業に関する標準作業方法の要点及び定期保守点検の標準作業方法の要点
- ② 医療機器の故障時及び事故時の連絡先及び対応方法
- ③ 業務の管理体制として規模及び配置人員
- ④ 保守点検に関する過去の苦情事例及びその原因と対処方法

7 医療用ガスの供給設備の保守点検の業務(新省令第九条の十三関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 医療用ガスの供給設備

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第五号に規定する医療の用に供するガス(以下「医療用ガス」という。)の供給設備とは、アウトレット、ホースアセンブリー、遠隔警報板、供給源装置、供給源機器(吸引ポンプ、空気圧縮機)等をいうものであること。

イ 保守点検

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第五号に規定する保守点検とは、正常な状態などを維持するための点検、予備の附属品の補充等をいい、補修等の工事は含まないものであること。

ウ 高圧ガス保安法の規定により医療機関が自ら行わなければならないが、委託することができない業務

次の業務は、高圧ガス保安法の規定により、高圧ガスを製造又は消費する者として医療機関が自ら行わなければならないが、委託することができないので、注意されたい。

① 高圧ガス保安法第五条第一項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けている者(第一種製造者)にあつては、同法第二十七条の二又は第二十七条の三の規定に基づき、高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者又は高圧ガス製造保安企画推進員に行わせなければならない業務

② 高圧ガス保安法第二十四条の三第一項に規定する特定高圧ガスを消費する者(特定高圧ガス消費者)にあつては、高圧ガス保安法第二十八条第二項の規定に基づき、特定高圧ガス取扱主任者に行わせなければならない業務

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者について

新省令第九条の十三第一号に規定する受託責任者とは、次に掲げる事項に関する高度な知識を有する者であることとし、受託者が複数の事業所を有する場合にあつては、事業所ごとに一名置かれるものとする。

① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法

② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規

③ 医療用ガスの種類と性質

イ 従事者について

新省令第九条の十三第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げるものをいうものであること。

① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法

② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法

③ 医療用ガスの種類と性質

(3) 構造設備に関する事項

新省令第九条の十三第三号に規定するその他医療の用に供するガスの供給設備の保守点検に必要な資器材とは、遠隔警報板及び供給源装置並びに供給源機器等の保守点検を行う場合にあつては、電流計、電圧計、絶縁抵抗計をいうものであること。

(4) 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の十三第六号に規定する研修は、医療用ガスの供給設備の保守点検の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 受託責任者にあつては、消防法、建設業法等の関係法規

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第六号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。

なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるものの以外のものですること。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であつて、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

(2) 構造・設備に関する事項

新省令第九条の十四第二号から第九号までの規定によるほか、次によるものとする。

ア 洗濯施設は、原則として病院洗濯物のみを取り扱う専門施設とすること。

なお、他の洗濯物も併せて取り扱う場合にあっては、病院洗濯物に係る各施設(受取場、洗濯場(選別場、消毒場、洗い場、

乾燥場等)、仕上場及び引渡場)が病院洗濯物専用のものであり、また、隔壁等により他の洗濯物に係る各施設と区分されていること。

イ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。

ウ 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗濯施設の床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。

エ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理を行う洗濯施設には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響について十分配慮すること。

オ 寝具類を運搬する車には、未洗濯物と仕上げの終わった物を区分して入れるそれぞれ専用の容器等が備えられていること。

カ 洗濯施設には、汚染のおそれのない場所に仕上げの終わった寝具類の格納設備が設けられていること。

### (3) 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の十四第十三号に規定する研修は、患者等の寝具類の洗濯業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 施設、設備及び器具の衛生管理
- ② 洗濯物の適正な処理
- ③ 消毒剤、洗剤、有機溶剤等の適正な使用

## 9 施設の清掃の業務(新省令第九条の十五関係)

### (1) 業務の範囲等に関する事項

#### ア 施設の範囲

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に規定する施設は、診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、病室等の医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用又は患者の入院の用に供する施設をいい、給水施設、暖房施設、汚物処理施設、事務室等は含まないものであること。

#### イ 業務の範囲

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に規定する清掃とは、日常的に行われる清掃業務及びこれ

に付随して行われる消毒業務をいい、環境測定、ねずみ、こん虫等の防除等は含まないものであること。

ウ 労働者派遣事業により行われる清掃業務との関係

清掃業務については、請負契約によるものと労働者派遣契約によるものがあるが、平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に掲げる業務の委託は、請負契約による業務委託であること。

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者について

新省令第九条の十五第一号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項についての知識をいい、相当の経験とは、医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての三年以上の実務経験をいうものであること。

- ① 作業計画の作成
- ② 作業の方法
- ③ 作業の点検及び業務の評価
- ④ 清潔区域等医療施設の特性に関する事項
- ⑤ 感染の予防

イ 従事者について

新省令第九条の十五第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げる事項についての知識をいうものであること。

- ① 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法
- ② 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
- ③ 感染の予防

(3) 構造・設備に関する事項

清潔区域の清掃業務を受託しない者については、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器を有することは要しないものであること。

(4) 業務案内書に関する事項

清潔区域の清掃業務を受託しない者については、その旨を業務案内書に明記すること。

(5) 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の十五第六号に規定する研修は、施設の清掃の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項

- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規

10 その他

- (1) 「病院における患者給食業務の委託について」(平成二年八月二十二日付け健政発第五一一号厚生省健康政策局長通知)は、平成五年三月三十一日付けをもって廃止する。
- (2) 「医療法施行規則の一部を改正する省令について」(平成十三年三月十三日付け医政発第二二七号厚生労働省医政局長通知)は、平成十八年三月三十一日付けをもって廃止する。

第四～六 (略)

別添2

○「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日付健政発98号厚生省健康政策局長通知）新旧対照表  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
健 政 第 9 8 号 平 成 5 年 2 月 1 5 日  <u>【最終改正】</u> 医 政 発 1 0 3 0 第 3 号 平 成 3 0 年 1 0 月 3 0 日	健 政 第 9 8 号 平 成 5 年 2 月 1 5 日
各都道府県衛生主管部（局）長 殿   厚生省健康政策局長	各都道府県衛生主管部（局）長 殿   厚生省健康政策局長
医療法の一部を改正する法律の一部の施行について	医療法の一部を改正する法律の一部の施行について
第一・二 （略）	第一・二 （略）
第三 業務委託に関する事項 1 業務委託全般について (1) 趣旨	第三 業務委託に関する事項 1 業務委託全般について (1) 趣旨



病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号。以下「平成二十九年改正法」という。）による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新政法令第四条の七各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第九十三号。以下「平成三十年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第九条の八及び第九条の九から第九条の十五までに規定する基準に適合する者に委託しなければならないものであること。

(2) 受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、平成二十九年改正法による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新政法令第四条の七各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八及び第九条の九から第九条の十五までに規定する基準に適合する者であることを確認した上で、受託者を選定すること。

(3) 標準作業書及び業務案内書

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図るた

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政法令第四条の七各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ新省令第九条の八から第九条の十五までに規定する基準に適合する者に委託しなければならないものであること。

(2) 受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政法令第四条の七各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ新省令第九条の八から第九条の十五までに規定する基準に適合する者であることを確認した上で、受託者を選定すること。

(3) 標準作業書及び業務案内書

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図るた

めのものであり、業務案内書は、受託する業務の内容、方法等を明確にするためのものであること。また、受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備しておくものであること。

(4) 労働者派遣契約との関係

平成二十九年改正法による改正後の医療法第十五条の三第一項及び新政令第四条の七各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるので、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和六十一年四月労働省告示第三十七号)」に留意されたいこと。

2 検体検査の業務(新省令第九条の八関係)

(削除)

(1) 人員に関する事項

ア～ウ

エ 専ら精度管理を職務とする者(以下「精度管理責任者」という。)について

(ア)～(ウ)

オ 遺伝子関連検査・染色体検査の精度の確保に係る責

めのものであり、業務案内書は、受託する業務の内容、方法等を明確にするためのものであること。また、受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備しておくものであること。

(4) 労働者派遣契約との関係

新政令第四条の七各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるので、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和六十一年四月労働省告示第三十七号)」に留意されたいこと。

2 検体検査の業務(新省令第九条の八関係)

(1) 病院又は診療所の施設で検体検査の業務を行う者の基準(新省令第九条の八第一項関係)

ア 人員に関する事項

(ア)～(ウ)

(エ) 専ら精度管理を職務とする者(以下「精度管理責任者」という。)について

a～c

(新設)

任者について

- (ア) 遺伝子関連・染色体検査を行う場合の精度の確保に係る責任者については、医師又は臨床検査技師（歯科医療機関においては歯科医師又は臨床検査技師）のほか、遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する他の職種を認めるものとする。なお、遺伝子関連・染色体検査以外の検体検査の精度の確保に係る責任者との兼任は妨げない。
- (イ) 遺伝子関連・染色体検査の専門知識及び経験を有する他の職種の例としては、以下の者のうち、検体検査の業務について3年以上の実務経験及び精度管理についての3年以上の実務経験を有する者が考えられる。
- ・ 大学院、大学、短期大学、専門学校又は高等専門学校において分子生物学関連科目（分子生物学、遺伝子検査学、細胞遺伝学、人類遺伝学、微生物学、生化学、免疫学、血液学、生理学、病理学、解剖学、動物細胞工学、生物科学等をいう。）を履修した者
- (ウ) 医師又は臨床検査技師を遺伝子関連・染色体検査を行う場合の精度の確保に係る責任者と

する場合、上述(イ)を参考にするなど適切に判断すること。

(2) 構造・設備に関する事項

ア 血清分離のみを請負う受託者にあつては、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器を有すれば足りるものであること。

なお、施設の賃貸借については、検査業務を委託する病院又は診療所の開設者と受託者の契約により明確にするものとし、当該病院又は診療所の検査用機械器具を使用する場合には、当該機械器具の賃貸借についても、契約により明確にすること。

イ 遺伝子関連・染色体検査のうち、病原体核酸検査は、当該検査の前処理の工程まで専用の検査室で行うことが望ましいこと。

(3) 運営に関する事項

ア 標準作業書、日誌及び台帳

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第六号に規定する標準作業書、同項第八号に規定する作業日誌及び同項第九号に規定する台帳に記載すべき事項の留意点は、「衛生検査所指導要領の見直し等について（平成三十年十月三十日付け

イ 構造・設備に関する事項

(ア) 血清分離のみを請負う受託者にあつては、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び遠心器を有すれば足りるものであること。

なお、施設の賃貸借については、検体検査業務を委託する病院又は診療所の開設者と受託者の契約により明確にするものとし、当該病院又は診療所の検査用機械器具を使用する場合には、当該機械器具の賃貸借についても、契約により明確にすること。

(イ) 微生物学的検査のうち、病原体遺伝子検査の検査用機械器具は、当該検査の前処理の工程まで専用とされていれば差し支えないものであること。

ウ 運営に関する事項

(ア) 標準作業書

新省令第九条の八第一項第五号に規定する標準作業書に記載すべき事項の留意点は、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和六十一年四月十五日付け健政発第二六二号厚生省健康政策

医政発一〇三〇第三号厚生労働省医政局長通知)」別添1の衛生検査所指導要領(以下「衛生検査所指導要領」という。)に準じて取り扱うこと。

イ 業務案内書

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第七号に規定する業務案内書に記載すべき事項の留意点については、衛生検査所指導要領の検査案内書に準じて取り扱うこと。

なお、血清分離のみを請負う場合にあつては、その旨を業務案内書の表紙に明記すれば足りるものであること。

(4) 従事者の研修に関する事項

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八第一項第十号に規定する研修は、検査業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 各標準作業書の記載事項
- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法、臨床検査技師等に関する法律等の医療関係法規及び労働関係法規

局長通知)」別添の衛生検査所指導要領(以下「衛生検査所指導要領」という。)に準じて取り扱うこと。

(イ) 業務案内書

新省令第九条の八第一項第六号に規定する業務案内書に記載すべき事項の留意点については、衛生検査所指導要領の検査案内書に準じて取り扱うこと。

なお、血清分離のみを請負う場合にあつては、その旨を業務案内書の表紙に明記すれば足りるものであること。

エ 従事者の研修に関する事項

新省令第九条の八第一項第七号に規定する研修は、検体検査業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 各標準作業書の記載事項
- ② 患者の秘密の保持
- ③ 受託責任者にあつては、医療法、医師法、臨床検査技師等に関する法律等の医療関係法規及び労働関係法規

(削除)

3 (略)

4 患者等の食事の提供の業務(新省令第九条の十関係)

(1) 患者等の食事の提供の業務の範囲及び委託方法に関する事項

ア 業務の範囲

(ア) 患者等給食業務の範囲

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成三十年政令第二百三十号。以下「平成三十年政令」という。)による改正後の医療法施行令第四条の七第二号に規定する食事の提供(以下「患者等給食」という。)の業務は、食材の調達、調理、盛付

(2) 病院又は診療所以外の場所で検体検査の業務を行う者の基準(新省令第九条の八第二項関係)

病院又は診療所以外の場所で検体検査の業務を行う者の基準は、次に掲げる者とするものであること。

① 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項の規定に基づき、衛生検査所として、都道府県知事の登録を受けている者

② 保健所の開設者

③ 検疫所の開設者

④ 犯罪鑑識施設の開設者

3 (略)

4 患者等の食事の提供の業務(新省令第九条の十関係)

(1) 患者等の食事の提供の業務の範囲及び委託方法に関する事項

ア 業務の範囲

(ア) 患者等給食業務の範囲

新政令第四条の七第三号に規定する食事の提供(以下「患者等給食」という。)の業務は、食材の調達、調理、盛付け、配膳、下膳及び食器の洗浄並びにこれらの業務を行うために必要な構造設備の管理に加えて、食器の手配、食事の運搬等をいうものであること。

け、配膳、下膳及び食器の洗浄並びにこれらの業務を行うために必要な構造設備の管理に加えて、食器の手配、食事の運搬等をいうものであること。

(イ) (略)

イ (略)

ウ 食品衛生法との関係

病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合には、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく営業の許可の対象になること。したがって、これらの調理加工施設は食品衛生法等関係法令を遵守しなければならないものであること。

なお、「大規模食中毒対策等について」(平成九年三月二十四日付け衛食第八五号生活衛生局長通知)により「大量調理施設衛生管理マニュアル」が示されているところであるが、病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合については、通知に十分留意し、適切な衛生管理を行うこと。

また、通知で定められた以外にも、必要に応じ重要管理点を定める場合には、HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく適切な衛生管理を行うこと。

エ・オ (略)

カ 労働関係法令の遵守

(イ) (略)

イ (略)

ウ 食品衛生法との関係

病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合には、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく営業の許可の対象になること。したがって、これらの調理加工施設は食品衛生法等関係法令を遵守しなければならないものであること。

なお、「大規模食中毒対策等について」(平成九年三月二十四日付け衛食第八五号生活衛生局長通知)が通知されたところであるが、病院外の調理加工施設を使用して患者等給食の調理を行う場合については、通知に十分留意し、適切な衛生管理を行うこと。

また、通知で定められた以外にも、必要に応じ重要管理点を定める場合には、HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく適切な衛生管理を行うこと。

エ・オ (略)

カ 労働関係法令の遵守

患者等給食業務の委託に際しては、病院、患者等給食業者双方とも、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等労働関係法令を遵守すること。特に、複数業者への委託や受託した業務の一部を再委託する場合には十分留意すること。

キ (略)

(2)～(5) (略)

5 患者等の搬送の業務(新省令第九条の十一関係)

(1) 業務の範囲に関する事項

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第三号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所若しくは助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものをいい、病院、診療所又は助産所内の患者等の移動は含まないこと。

(2)～(4) (略)

6 医療機器の保守点検の業務(平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二及び第九条の十二関係)

患者等給食業務の委託に際しては、病院、患者等給食業者双方とも、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等労働関係法令を遵守すること。特に、複数業者への委託や受託した業務の一部を再委託する場合には十分留意すること。

キ (略)

(2)～(5) (略)

5 患者等の搬送の業務(新省令第九条の十一関係)

(1) 業務の範囲に関する事項

新政令第四条の七第四号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の病院、診療所若しくは助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものをいい、病院、診療所又は助産所内の患者等の移動は含まないこと。

(2)～(4) (略)

6 医療機器の保守点検の業務(新省令第九条の七及び第九条の十二関係)



(1) 業務の範囲に関すること

ア 平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第四号に定める業務

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第四号に定める業務は、平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器の保守点検の業務をいうものであること。

なお、平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器」(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)とし、その詳細については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について(通知)」(平成十六年七月二十日付薬食発第〇七二〇〇二二号厚生労働省医薬食品局長通知)の例によるものとする  
こと。

(1) 業務の範囲に関すること

ア 新政令第四条の七第五号に定める業務

新政令第四条の七第五号に定める業務は、改正後の省令第九条の七に定める医療機器の保守点検の業務をいうものであること。

なお、改正後の省令第九条の七に定める医療機器は、「薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器」(平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号)とし、その詳細については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について(通知)」(平成十六年七月二十日付薬食発第〇七二〇〇二二号厚生労働省医薬食品局長通知)の例によるものとする  
こと。

イ 保守点検と修理

保守点検とは、清掃、校正(キャリブレーション)、消耗部品の交換等をいうものであり、故障等の有無にかかわらず、解体の上点検し、必要に応じて劣化部品の交換等を行うオーバーホールを含まないものであること。

また、修理とは、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させること(当該箇所の交換を含む。)をいうものであり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づく医療機器の製造業又は修理業の業許可を得た者でなければ、業として行ってはならないものであること。

ウ～オ (略)

(2) 医薬品医療機器等法との関係

ア 対象とする医療機器の範囲

(ア) 添付文書等への保守点検事項の記載

平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二に定める医療機器については、医薬品医療機器等法第六十三条の二、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令

イ 保守点検と修理

保守点検とは、清掃、校正(キャリブレーション)、消耗部品の交換等をいうものであり、故障等の有無にかかわらず、解体の上点検し、必要に応じて劣化部品の交換等を行うオーバーホールを含まないものであること。

また、修理とは、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させること(当該箇所の交換を含む。)をいうものであり、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく医療機器の製造業又は修理業の業許可を得た者でなければ、業として行ってはならないものであること。

ウ～オ (略)

(2) 薬事法との関係

ア 対象とする医療機器の範囲

(ア) 添付文書等への保守点検事項の記載

改正後の省令第九条の七に定める医療機器については、薬事法第六十三条の二、薬事法施行規則第二百二十七条により、保守点検に関する事項が添付文書又はその容器若しくは被包に記載されていないとされているものであるこ

<p>第一号。以下「<u>医薬品医療機器等法施行規則</u>」という。) <u>第二百二十七条</u>により、保守点検に関する事項が添付文書又はその容器若しくは被包に記載されていないとされているものであること。</p> <p>(イ) 医療機器の保守点検の適切な実施</p> <p><u>平成三十年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の八の二</u>に定める医療機器については、<u>医薬品医療機器等法第六十八条の二第三項</u>により、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師等は、医療機器の適正な使用を確保するため、医療機器の製造業者、輸入販売業者等が提供する情報を活用し、医療機器の保守点検を適切に実施するよう努めなければならないとされているものであること。</p> <p>イ 修理業の業許可を有する者</p> <p><u>医薬品医療機器等法第四十条の二第一項</u>に規定する医療機器の修理業の許可を受けた者については、当該医療機器の保守点検を医療機関内において行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二に定める医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(3) 保守点検を行う人員に関する事項</p>	<p>と。</p> <p>(イ) 医療機器の保守点検の適切な実施</p> <p><u>改正後の省令第九条の七</u>に定める医療機器については、<u>薬事法第七十七条の三第三項</u>により、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師等は、医療機器の適正な使用を確保するため、医療機器の製造業者、輸入販売業者等が提供する情報を活用し、医療機器の保守点検を適切に実施するよう努めなければならないとされているものであること。</p> <p>イ 修理業の業許可を有する者</p> <p><u>薬事法第四十条の二第一項</u>に規定する医療機器の修理業の許可を受けた者については、当該医療機器の保守点検を医療機関内において行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二に定める医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>(3) 保守点検を行う人員に関する事項</p>
---	--

<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 修理業における責任技術者</p> <p><u>医薬品医療機器等法施行規則</u>第百八十八条に定める医療機器の修理業の責任技術者の資格を有する者は、医療機関内において当該医療機器の保守点検を行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二第一号に定める保守点検の受託責任者としての知識及び経験を有している者として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>7 医療用ガスの供給設備の保守点検の業務(新省令第九条の十三関係)</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 医療用ガスの供給設備</p> <p><u>平成三十年政令による改正後の医療法施行令</u>第四条の七第五号に規定する医療の用に供するガス(以下「医療用ガス」という。)の供給設備とは、アウトレット、ホースアセンブリー、遠隔警報板、供給源装置、供給源機器(吸引ポンプ、空気圧縮機)等をいうものであること。</p> <p>イ 保守点検</p> <p><u>平成三十年政令による改正後の医療法施行令</u>第四条の七第五号に規定する保守点検とは、正常な状態など</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 修理業における責任技術者</p> <p><u>薬事法施行規則</u>第百八十八条に定める医療機器の修理業の責任技術者の資格を有する者は、医療機関内において当該医療機器の保守点検を行う場合に限り、改正後の省令第九条の十二第一号に定める保守点検の受託責任者としての知識及び経験を有している者として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>7 医療用ガスの供給設備の保守点検の業務(新省令第九条の十三関係)</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 医療用ガスの供給設備</p> <p><u>新政令</u>第四条の七第六号に規定する医療の用に供するガス(以下「医療用ガス」という。)の供給設備とは、アウトレット、ホースアセンブリー、遠隔警報板、供給源装置、供給源機器(吸引ポンプ、空気圧縮機)等をいうものであること。</p> <p>イ 保守点検</p> <p><u>新政令</u>第四条の七第六号に規定する保守点検とは、正常な状態などを維持するための点検、予備の附属品</p>
---	--

<p>を維持するための点検、予備の附属品の補充等をいい、補修等の工事は含まないものであること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 人員に関する事項</p> <p>ア 受託責任者について</p> <p>新省令第九条の十三第一号に規定する受託責任者とは、次に掲げる事項に関する高度な知識を有する者であることとし、受託者が複数の事業所を有する場合にあっては、事業所ごとに一名置かれるものとする。</p> <p>① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>② 医療法、<u>医薬品医療機器等法</u>及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規</p> <p>③ 医療用ガスの種類と性質</p> <p>イ 従事者について</p> <p>新省令第九条の十三第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げるものをいうものであること。</p> <p>① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>② 医療法、<u>医薬品医療機器等法</u>及び高圧ガス保安法</p> <p>③ 医療用ガスの種類と性質</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 従事者の研修に関する事項</p> <p>新省令第九条の十三第六号に規定する研修は、医療用</p>	<p>の補充等をいい、補修等の工事は含まないものであること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 人員に関する事項</p> <p>ア 受託責任者について</p> <p>新省令第九条の十三第一号に規定する受託責任者とは、次に掲げる事項に関する高度な知識を有する者であることとし、受託者が複数の事業所を有する場合にあっては、各事業所ごとに一名置かれるものとする。</p> <p>① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>② 医療法、<u>薬事法</u>及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規</p> <p>③ 医療用ガスの種類と性質</p> <p>イ 従事者について</p> <p>新省令第九条の十三第二号に規定する必要な知識とは、次に掲げるものをいうものであること。</p> <p>① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法</p> <p>② 医療法、<u>薬事法</u>及び高圧ガス保安法</p> <p>③ 医療用ガスの種類と性質</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 従事者の研修に関する事項</p> <p>新省令第九条の十三第六号に規定する研修は、医療用</p>
---	---

ガスの供給設備の保守点検の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 受託責任者にあつては、消防法、建設業法等の関係法規

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第六号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。

なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。

イ (略)

(2)・(3) (略)

9 施設の清掃の業務(新省令第九条の十五関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ガスの供給設備の保守点検の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 医療法、薬事法及び高圧ガス取締法
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 受託責任者にあつては、消防法、建設業法等の関係法規

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 業務の範囲等

新政令第四条の七第七号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。

なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。

イ (略)

(2)・(3) (略)

9 施設の清掃の業務(新省令第九条の十五関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 施設の範囲

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に規定する施設は、診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、病室等の医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用又は患者の入院の用に供する施設をいい、給水施設、暖房施設、汚物処理施設、事務室等は含まないものであること。

イ 業務の範囲

平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に規定する清掃とは、日常的に行われる清掃業務及びこれに付随して行われる消毒業務をいい、環境測定、ねずみ、こん虫等の防除等は含まないものであること。

ウ 労働者派遣事業により行われる清掃業務との関係

清掃業務については、請負契約によるものと労働者派遣契約によるものがあるが、平成三十年政令による改正後の医療法施行令第四条の七第七号に掲げる業務の委託は、請負契約による業務委託であること。

(2)～(5) (略)

10 その他

(削除)

ア 施設の範囲

新政令第四条の七第八号に規定する施設は、診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、調剤所、消毒施設、給食施設、洗濯施設、分娩室、新生児の入浴施設、病室等の医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用又は患者の入院の用に供する施設をいい、給水施設、暖房施設、汚物処理施設、事務室等は含まないものであること。

イ 業務の範囲

新政令第四条の七第八号に規定する清掃とは、日常的に行われる清掃業務及びこれに付随して行われる消毒業務をいい、環境測定、ねずみ、こん虫等の防除等は含まないものであること。

ウ 労働者派遣事業により行われる清掃業務との関係

清掃業務については、請負契約によるものと労働者派遣契約によるものがあるが、新政令第四条の七第八号に掲げる業務の委託は、請負契約による業務委託であること。

(2)～(5) (略)

10 その他

(1) 「診療の用に供するガス設備の保安管理について」

<p><u>(1)・(2)</u></p> <p>第四～六 (略)</p>	<p><u>(昭和六十三年七月十五日付け健政発第四一〇号厚生省健康政策局長通知)別添 1「医療ガス安全・管理委員会について」の 3(4)ア中「高圧ガス取締法による主任者の資格を有する施設外の業者」を「医療法施行規則第九条の十三に規定する基準に適合する者」に改める。</u></p> <p><u>(2)・(3)</u></p> <p>第四～六 (略)</p>
---------------------------------------	--



事 務 連 絡  
平成 30 年 11 月 29 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関、衛生検査所等における検体検査に関する疑義解釈資料  
(Q & A) の送付について

医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）の一部の規定（検体検査関係）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 93 号。以下「改正省令」という。）が本年 12 月 1 日に施行される予定であり、本年 8 月 10 日に「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」（平成 30 年 8 月 10 日付け医政発 0810 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）を発出したところ です。

今般、通知に関する疑義解釈資料を別添のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、十分御了知いただくとともに、貴管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いします。

医療機関、衛生検査所等における検体検査に関する疑義解釈資料

(Q & A)

## 目次

1. 病院、診療所又は助産所における検体検査について .....	3
2. 衛生検査所における検体検査について .....	5
3. 検体検査の分類について .....	8
4. その他 .....	9

1. 病院、診療所（歯科診療所を含む。以下同じ。）又は助産所（以下「病院等」という。）における検体検査について

Q 1-1 :

精度の確保に係る責任者について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく病院等の管理者との兼務は差し支えないか。

A 1-1 :

差し支えない。

Q 1-2 :

インフルエンザ迅速検査キットを用いた検査等の簡易な検体検査を病院等で実施する場合であっても、改正法による改正後の医療法第 15 条の 2 に基づき検体検査の業務の適正な実施に必要な基準を遵守する必要があると考えてよいか。

A 1-2 :

貴見のとおり。

Q 1-3 :

病院等がその業務を委託する検体検査についても、当該病院等において標準作業書の常備並びに作業日誌及び台帳の作成は求められるか。

A 1-3 :

病院等が委託する検体検査については、当該病院等の管理者による標準作業書等の常備等は求められない。

Q 1-4 :

測定標準作業書において、「定義」、「臨床的意義」、「測定方法及び測定原理」、「検査手順（フロー等）」、「基準範囲及び判定基準」、「性能特性」等の記載は必須ではないと考えてよいか。

A 1-4 :

通知のとおり、いずれの項目も必須ではないが、記載することが望ましい。

Q 1-5 :

病院等において採血等の検体採取又は生理学的検査のみ実施している場合は、改正法による改正後の医療法第 15 条の 2 に規定する「検体検査の業務を行う場合」に該当しないと考えるか。

A 1-5 :

貴見のとおり。

Q 1-6 :

病院等において、採血後に血清分離の業務を行う場合は、検体検査の業務を行う場合に該当すると考えてよいか。

A 1-6 :

貴見のとおり。なお、血清分離のみを行う医療機関の場合は、測定標準作業書及び測定作業日誌には血清分離に関する事項のみを記載すればよい。

Q 1-7 :

測定標準作業書を検査機器等の取扱説明書等で代替することは可能か。

A 1-7 :

検査機器等の取扱説明書等を、当該検査機器を用いる検体検査の測定標準作業書としても差し支えないが、取扱説明書等の内容に、通知に示されている測定標準作業書に記載すべき事項が含まれていることが望ましい。

Q 1-8 :

民間企業を調査主体として実施される外部精度管理調査を受検した場合も医療法及び臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号。以下「臨検法」という。）に定める外部精度管理の受検に該当すると考えてよいか。

A 1-8 :

調査主体が外部精度管理調査を適切に実施でき、調査における公正性及び中立性が担保されている場合であれば、該当すると考えて差し支えない。

Q 1-9 :

遺伝子関連・染色体検査を行わない病院等の場合でも、内部精度管理の実施、適切な研修の実施及び外部精度管理調査の受検は必要か。

A 1-9 :

遺伝子関連検査・染色体検査以外の検体検査については、内部精度管理の実施、適切な研修の実施及び外部精度管理調査の受検は努力義務とされており、検体検査の精度の確保のため、これらの実施等に努める必要がある。

Q 1-10 :

病院等に検体検査の精度の確保に係る責任者を配置した際に、病院等は都道府県等へ届出を行う必要はあるのか。

A 1-10 :

病院等に検体検査の精度の確保に係る責任者を配置した際には、届出は不要である。なお、検体検査の業務の適正な実施に必要な基準の遵守状況については、医療法第 25 条第 1 項に基づく定期の立入検査の際等に確認を行う。

## 2. 衛生検査所における検体検査について

Q 2 - 1 :

遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者に必要な実務経験については、検査業務及び精度管理の業務について同時に従事している場合は、最短3年で満たすことが可能であるということか。

A 2 - 1 :

貴見のとおり。

Q 2 - 2 :

遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の申請様式中の資格欄は、何の資格を記載させることとなるのか。

また、医師又は臨床検査技師以外の者が当該責任者となる場合、申請時に専門知識及び経験の有無をどのように確認すべきか。

A 2 - 2 :

申請様式中の資格欄の記載については、医師又は臨床検査技師の場合は、それぞれ該当する資格を記載することとなるが、医師又は臨床検査技師以外の者の場合は、記載は不要である。

なお、医師又は臨床検査技師以外の者が当該責任者となる場合は、衛生検査所が申請書に添える当該責任者の履歴書において、大学、専門学校等における履修科目並びに検査業務及び精度管理の実務経験を記載させることにより確認されたい。

Q 2 - 3 :

遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者は常勤の者である必要はあるか。

A 2 - 3 :

原則として常勤の者であることが望ましいが、当該責任者を常勤の者とするか否かについては、検査業務の実態に応じて個別具体的に判断されたい。

Q 2 - 4 :

「衛生検査所において新たに作成する標準作業書及び台帳の参考例について」(平成30年10月30日付け事務連絡)において、衛生検査所に新規で作成が求められた標準作業書及び台帳についての参考例が示されたが、衛生検査所はこれに準拠して作成する必要はあるのか。

A 2 - 4 :

当該参考例は、衛生検査所における書類作成業務の負担軽減のため示したものであり、記載すべき事項が記載されていれば、必ずしもこれに準拠して作成する必要はない。

なお、当該参考例は衛生検査所における参考例として示したものであり、検体検査を自ら実施する病院等において参考とすることを想定したのではない。

Q 2-5 :

衛生検査所が新たに作成する標準作業書や台帳等の記載すべき事項について、従来の標準作業書や台帳等に既に記載されている場合、従来の標準作業書や台帳等に記載されている内容を参照する旨の記載をもって、新たに作成する標準作業書や台帳等を運用することで差し支えないか。

A 2-5 :

貴見のとおり。ただし、衛生検査所は、新たに作成する標準作業書や台帳等の記載すべき事項において参照する内容について、明確にした上で従事者に周知しており、かつ、委託元の病院等から開示の求めがあった場合に速やかに当該記載内容と合わせて提示できるようにすることが望ましい。

Q 2-6 :

衛生検査所が測定標準作業書及び苦情処理標準作業書に記載することとされている「指導監督医の役割」については、どのようなことを記載すればよいか。

A 2-6 :

測定標準作業書における異常値を示した検体の取扱方法に係る記載欄においては、指導監督医に対応を求めるべきエラー値やパニック値の範囲を明確にした上で、指導監督医にどのような助言及び指導等の対応を求めるかを記載することが必要である。また、苦情処理標準作業書における苦情処理の体制に係る記載欄においては、指導監督医に対応を求めるべき苦情の内容を明確にした上で、指導監督医にどのような助言及び指導等の対応を求めるかを記載することが必要である。

Q 2-7 :

衛生検査所が病理検体の切り出しを行うに当たり、委託元の医療機関の医師からどのような具体的指示を受けることが考えられるか。

A 2-7 :

衛生検査所においては、医療機関と同等の精度で切り出しを行うことができるよう、依頼する目的、病変組織の種類、大きさ及び厚さ又は病変組織と非病変組織の境界の明瞭さ等の観点で具体的な指示を受けることが考えられる。また、当該指示について不明な点があれば、委託元の医療機関へ問合せの上、必要な指示を受けることが望ましい。

Q 2-8 :

衛生検査所が委託元の医療機関の医師の指示どおりに切り出しが行われたことを事後的に確認できるようにするために、どのような作業を行うことが望ましいか。

A 2-8 :

衛生検査所においては、個々の検査の特性に応じて、例えば、委託元の医療機関からの指示文書等を保管し、当該委託元の医療機関の医師の指示に基づいて行った切り出しの前後及び断面の病理検体の写真等を記録として保管しておく等、その詳細が確認できるようにしておくことが望ましい。

Q 2-9 :

衛生検査所組織運営規程準則が改正されたため、衛生検査所はこれに合わせて組織運営規程も改訂する必要があるか。

A 2-9 :

衛生検査所組織運営規程準則においては、改正省令の施行に伴い、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者、標準作業書及び台帳に関する規定を追加することとしているため、各衛生検査所の組織運営規程は、必要に応じて、これに準じた改訂を行うことが望ましい。

Q 2-10 :

改正省令の施行後においては、全ての衛生検査所において改正省令による改正後の検体検査の分類に基づき、検査業務の内容（2次分類）について登録の変更を行う必要があるのか。

A 2-10 :

改正省令の施行日の前後において、実質的に検体検査の業務（2次分類）の範囲を超えて検査項目が変わることがない場合は、改正省令附則第3条に規定する経過措置（以下「経過措置」という。）が適用されるため、検査業務の内容について登録の変更を行う必要はない。

Q 2-11 :

改正省令の施行日より前（平成30年11月30日以前）に登録又は登録の変更の申請があった衛生検査所について、現地調査及び事務処理等により、登録又は登録の変更を完了する日が改正省令の施行日（平成30年12月1日）を過ぎた場合は、経過措置は適用されるか。

A 2-11 :

経過措置が適用されるのは、平成30年11月30日までに臨検法の規定に基づく登録又は登録の変更が完了している衛生検査所に限られるため、経過措置は適用されない。

Q 2-12 :

経過措置が適用される衛生検査所において、検査業務の内容（2次分類）の範囲を超えて検査項目を変更する場合は、元々登録していた検査項目についても新しい分類に合わせて変更する必要があるということでしょうか。

A 2-12 :

貴見のとおり。



Q 2-13 :

改正省令の施行日以降において、経過措置が適用される衛生検査所から衛生検査所登録証明書の再交付申請があった場合、検査業務の内容の記載については、既に登録を受けている改正省令による改正前の検査業務の内容（2次分類）で交付することになるか。

A 2-13 :

貴見のとおり。なお、改正省令による改正後の検査業務の内容（2次分類）に基づいて登録の変更を受けた衛生検査所に対しては、改正後の検査業務の内容で衛生検査所登録証明書を交付されたい。

### 3. 検体検査の分類について

Q 3-1

衛生検査所の登録又は登録の変更の際し、改正省令による改正後の検査業務の内容（2次分類）が適切であることの判断はどのように行うこととなるのか。また、2次分類ごとにどのような検査項目が該当するのかについて参考となるものはあるか。

A 3-1 :

各衛生検査所が、どのような検査用機械器具を使用するか等の検査業務の実態に応じて、個別に判断することが望ましい。また、2次分類ごとにどのような検査項目が該当するかについては、別紙（2次分類ごとの検査項目の例）を参考とされたい。

Q 3-2 :

改正省令による改正前の検査業務の内容（2次分類）のうち、改正省令の施行日後に遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の配置や相互確認等を行う必要がある検査業務の内容は何か。

A 3-2 :

病原体遺伝子検査、染色体検査、生殖細胞系列遺伝子検査、体細胞遺伝子検査（血液細胞による場合）及び体細胞遺伝子検査（血液細胞によらない場合）が該当する。

#### 4. その他

Q 4-1 :

研究目的で実施する検体検査においても、医療法又は臨検法に基づく精度の確保に係る基準を遵守する必要があるのか。

A 4-1 :

疾病の診断や、治療効果の評価などの診療の用に供する目的ではなく、研究目的で検体検査を実施する場合においても、精度管理に努めることが望ましいが、医療法又は臨検法に基づく精度の確保に係る基準を遵守する必要はない。ただし、研究目的で実施する場合には、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等、当該研究の目的や内容に応じて適用対象となる指針を遵守するとともに、当該検体検査の精度の確保の状況を含めて被験者のインフォームド・コンセントを受けることが望ましい。

Q 4-2 :

病院等を開設する法人の設置する研究施設であって、当該病院等に隣接する研究施設において、病院等の業務として診療の用に供する検体検査を反復継続して実施する場合の留意点は何か。

A 4-2 :

病院等の業務として実施する場合は、当該研究施設のうち検体検査を行う区域が、都道府県等に申請する当該病院等の建物の構造の中に含まれていること及び当該検体検査について病院等の管理者及び検体検査の精度の確保に係る責任者の権限が及ぶこと等により、病院の組織の一部として位置付けられている必要がある。

Q 4-3 :

医療機関又は衛生検査所等で行われる遺伝子関連・染色体検査によって得られた遺伝子の配列データを受領し、専用のソフトウェア、プログラム又はデータベース等を利用して当該遺伝子の配列データについて解析することにより、遺伝子変異の詳細情報等を付加する場合は、衛生検査所登録は必要か。

A 4-3 :

臨検法に規定する検体検査に該当しないため、衛生検査所登録は要しないが、あらかじめ遺伝子の配列データの提出条件及び付加する情報の信頼性等について、解析を依頼する医療機関又は衛生検査所等の関係者に周知しておくとともに、その他、作業書の作成及び情報セキュリティ対策等について、必要に応じて衛生検査所指導要領を参考にすることが望ましい。

Q 4-4 :

通知において、「ISO 15189 等の検査施設の第三者認定については、遺伝子関連・染色体検査の質について欧米と同じ水準を目指すことが必要であり、管理組織の構築及び必要な手順の文書化など第三者認定の取得に必要な体制整備に努めることが望ましい。」とあるが、「ISO 15189 等の検査施設の第三者認定」には、ISO 15189 の他にどのようなものが含まれるか。

A 4-4 :

例えば、米国病理協会（CAP）の第三者認定が含まれる。

(別紙) 2次分類ごとの検査項目の例

別表中欄の分類		検査項目の例
<b>微生物学検査</b>	細菌培養同定検査	・各種検査材料の細菌顕微鏡検査 ・培養同定検査（真菌、抗酸菌を含む）
	薬剤感受性検査	・細菌、酵母様真菌、抗酸菌の薬剤感受性検査
<b>免疫学的検査</b>	免疫血液学検査	・輸血関連検査
	免疫血清学検査	・感染症免疫学的検査 ・肝炎ウイルス関連検査 ・自己抗体検査 ・血漿蛋白検査
<b>血液学的検査</b>	血球算定・血液細胞形態検査	・末梢血液一般検査 ・末梢血液像検査
	血栓・止血関連検査	・出血時間 ・凝固・線溶検査 ・血小板機能関連検査
	細胞性免疫検査	・細胞表面マーカー ・LST ・顆粒球機能検査
<b>病理学的検査</b>	病理組織検査	・病理組織標本作製
	免疫組織化学検査	・免疫染色病理組織標本作製（ER、PgR、HER2、EGFR、CCR4、ALK融合タパクなどを含む）
	細胞検査	・細胞診検査
	分子病理学的検査	・遺伝子標本作製（HER2、ALK融合遺伝子などを含む）
<b>生化学的検査</b>	生化学検査	・蛋白質・酵素、糖質、脂質、電解質など
	免疫化学検査	・腫瘍マーカー ・内分泌学的検査
	血中薬物濃度検査	・抗菌薬、抗てんかん薬、免疫抑制剤など
<b>尿・糞便等一般検査</b>	尿・糞便等検査	・尿検査 ・便潜血検査 ・穿刺液・採取液検査
	寄生虫検査	・虫卵・虫体検査
<b>遺伝子関連・染色体検査</b>	病原体核酸検査	・肝炎ウイルス関連 ・EBV DNA、CMV DNA ・淋菌及びクラミジア rRNA 同時同定 ・抗酸菌核酸同定 ・インフルエンザ、SARS コロナウイルス ・HTLV-1、HIV-1 ・HPV ジェノタイプ
	体細胞遺伝子検査	・癌関連遺伝子検査 ・白血病・悪性リンパ腫関連遺伝子検査 ・Major BCR-ABL1 変異解析 ・WT1 mRNA ・免疫関連遺伝子再構成 ・EGFR 変異解析 ・BRAF V600 変異解析 ・RAS 遺伝子変異解析 ・サイトケチン 19 mRNA（OSNA 法）
	生殖細胞系列遺伝子検査	各種遺伝学的検査
	染色体検査	・先天性疾患の染色体検査 ・血液疾患の染色体検査 ・固形腫瘍の染色体検査

出典：平成 28 年度「臨床検査における品質・精度の確保に関する研究」（厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業））報告書より一部改変